

広島城三の丸整備等事業
要求水準書

令和 4 年 7 月

広島市

目 次

第 1 総則	1
1 要求水準書の位置付け	1
2 事業目的	1
3 認定計画提出者の業務範囲	1
4 遵守すべき法令等	3
5 責任者の配置	3
6 新型コロナウイルス感染症対策	3
7 要求水準の変更	4
第 2 事業区域及び施設の現況	5
1 事業区域（既存の公園施設等）の概要	5
（1）中央公園（広島城区域）	5
（2）Park-PFI 事業の事業区域（三の丸エリア）	6
2 整備可能範囲及び建築面積	12
第 3 統括管理業務に関する要求水準	13
1 総則	13
（1）基本的事項	13
（2）業務の基本的な考え方	13
（3）構成法人等の再選定	13
（4）その他必要な業務	13
2 本事業の理念、実施方針の策定	14
3 統括管理責任者の配置等	15
（1）統括管理責任者の配置	15
（2）統括管理責任者の業務	15
（3）統括管理責任者の変更	15
4 年度マネジメント業務	16
5 事業評価業務	16
6 総務・経理業務	16
（1）予算及び決算業務	16
（2）書類等の管理及び記録の作成業務	16

第4 Park-PFI 事業に関する要求水準	17
1 総則	17
(1) 基本的事項	17
(2) 公園全体計画に関する事項	18
2 公募対象公園施設の設計・整備及び管理・運営業務	22
(1) 共通事項	22
(2) 公募対象公園施設の設計・整備業務	22
(3) 公募対象公園施設の管理・運営業務	24
3 特定公園施設の設計・整備及び工事監理業務	26
(1) 共通事項	26
(2) 特定公園施設に求める整備の水準	27
(3) 特定公園施設の設計業務	31
(4) 特定公園施設の整備業務	33
(5) 特定公園施設の工事監理業務	40
第5 指定管理業務に関する要求水準	44
1 総則	44
(1) 基本的事項	44
(2) 業務の基本的な考え方	45
(3) 実施体制	46
(4) 利用料金の設定等	47
(5) 「管理・運営マニュアル」の作成	48
(6) 「危機管理マニュアル」の作成	48
(7) 管理・運営に関連して指定管理者（認定計画提出者）が行う業務	48
(8) モニタリング及び実績評価	49
(9) 管理者の変更に伴う引継ぎ	50
(10) 指定管理者に係る権限	50
(11) 指定管理業務に係る留意事項	51
2 維持管理業務	52
(1) 特定公園施設（三の丸）及び本丸、二の丸用地の維持管理業務	52
(2) 広島城三の丸歴史館の維持管理業務	59
(3) 広島城（天守閣）の維持管理業務	64
(4) 二の丸復元建物の維持管理業務	66
(5) 附置義務駐車場（中央公園広島城三の丸駐車場）の維持管理業務	68
(6) 観光バス駐車場（中央公園バス駐車場）の維持管理業務	70
3 運営業務	72
(1) 特定公園施設（三の丸）及び本丸、二の丸用地の運営業務	72
(2) 広島城三の丸歴史館の運営業務	77
(3) 広島城（天守閣）の運営業務	81

(4) 二の丸復元建物の運営業務	83
(5) 附置義務駐車場（中央公園広島城三の丸駐車場）の運営業務.....	85
(6) 観光バス駐車場（中央公園バス駐車場）の運営業務	87
4 自主事業	89
(1) 基本的事項	89
(2) ミュージアムショップの運営	89
(3) 観光バス駐車場（中央公園バス駐車場）における予約システムの導入.....	90
(4) イベントの主催・運営	90
5 エリアマネジメント業務	91
(1) エリアマネジメント業務の趣旨・目的	91
(2) 業務期間	91
(3) 協議会への参画について	91
(4) 費用負担	91
6 その他	92
(1) 指定管理業務開始前に行う業務	92
(2) オープニングセレモニーの企画、開催	92
(3) 保険への加入	92
(4) 監査	92
(5) 個人情報の取扱い	92
(6) 暴力団排除の推進	92
(7) 法定雇用障害者数の達成に向けた取組	93
(8) 指定期間終了時の対応	93

別添資料一覧

- 別添資料 19 周辺道路状況図
- 別添資料 20 事業区域周辺における地盤の状況（ボーリング調査結果）
- 別添資料 21 事業区域において本市で整備予定の施設（計画概要）※
- 別添資料 22 本要求水準書に定める人員配置及び各種会議の出席者
- 別添資料 23 設計図書等一覧
- 別添資料 24 個人情報取扱特記事項
- 別添資料 25 2段階整備（第1期整備エリア及び第2期整備エリア）の考え方※
- 別添資料 26 広島城指定管理者業務仕様書（現行）※
- 別添資料 27 中央公園管理業務仕様書（現行）※
- 別添資料 28 史跡広島城跡本丸遺構保存状況調査報告※
- 別添資料 29 事業区域測量図（CAD）※

※ 本市ホームページ上には掲載していません。応募(申請)を検討する民間事業者に配布します。
受領を希望する者は、手続きの方法等について公募設置等指針を確認してください。

第1 総則

1 要求水準書の位置付け

本要求水準書（以下「本書」という。）は、広島城三の丸整備等事業（以下「本事業」という。）の公募に当たり必要な事項等を定めた公募設置等指針に加え、本市が本事業に求める基準を示すとともに、より具体的な情報を提供するものである。

2 事業目的

本事業は、広島城三の丸エリアにおいて、Park-PFI 事業を導入し、公募対象公園施設及び特定公園施設の整備を行うとともに、指定管理者制度の導入により広島城区域の用地及び建物を一体的に管理運営することにより、市民サービスの向上や本市の財政負担の軽減を図りつつ、広島城が有する価値や魅力の一層の向上を目指すものである。

3 認定計画提出者の業務範囲

本事業において認定計画提出者が行う業務は、以下のとおりである。

【統括管理業務】

- ① 統括管理業務

【Park-PFI 事業】

- ② 公募対象公園施設の設計・整備業務及び管理・運営業務
- ③ 特定公園施設の設計・整備業務及び工事監理業務（既存の公園施設の撤去を含む）

【指定管理業務】

- ④ 特定公園施設を含む広島城区域の用地及び建物の管理・運営業務
- ⑤ 自主事業
- ⑥ エリアマネジメント業務（中央公園全体の魅力向上に向けた取組）

認定計画提出者の業務範囲

エリア・施設			Park-PFI事業				指定管理業務				
			公募対象 公園施設		特定 公園施設						
エリア	施設		設計・ 整備 業務	管理・ 運営 業務	設計・ 整備 業務	工事 監理 業務	維持 管理 業務	運 営 業 務	利 用 料 金 ※ 3	自 主 事 業	エ リ ア マ ネ ジ メ ン ト 業 務
三の丸	公募対象公園施設		●	●							
	特定 公 園 施 設 ※ 1	多目的広場			●	●	●	●		●	●
		バス乗降場			●	●	●	●		●	●
		タクシー乗降場			●	●	●	●		●	●
		附置義務駐車場 （中央公園広島城三の丸駐車場）			●	●	●	●	●	●	●
		園路・植栽			●	●	●	●		●	●
		公衆トイレ（三の丸内）			●	●	●	●		●	●
		管理施設			●	●	●	●		●	●
		その他の公園施設（任意提案）			●	●	●	●		●	●
	広島城三の丸歴史館 ※2						●	●	●	●	●
本丸及び 二の丸	本丸、二の丸用地 （堀・公衆トイレ含む）						●	●		●	●
	広島城（天守閣） ※2						●	●	●	●	●
	二の丸復元建物 ※2						●	●		●	●
旧中央バレー ボール場	観光バス駐車場 （中央公園バス駐車場）						●	●	●	●	●

※1：特定公園施設は必ずしも整備対象区域をくまなく整備する必要はないが、指定管理業務は整備対象区域の全て（ただし、ベデストリアンデッキの維持管理・運営を除く。）を対象とする。

※2：学芸業務を除く。

※3：「行為の許可に関する料金」を除く。

4 遵守すべき法令等

本事業の実施に当たっては、関係法令、条例、規則、要綱のほか、国、広島県及び本市が定める各種基準、指針、解説、ガイドラインなどを遵守するものとし、本書に記載していない各種基準などについても、本書の内容に照らし適宜適用すること。関係法令、各種基準などについては、常に最新版を確認し適用すること。

代表的な仕様書等の例（参考）

	設計・整備	維持管理
土木	・調査・設計・測量業務等共通仕様書（広島市） ・広島市土木工事共通仕様書 ・広島市植栽工事仕様書 ・駐車場設計・施工指針 ・土木工事設計マニュアル（中国地方整備局）	・公園緑地等維持管理標準仕様書（広島市都市整備局） ・道路・公園緑化ガイドライン（広島市都市整備局緑化推進部）
建築	・建築設計業務委託共通仕様書（広島市都市整備局） ・建築工事特記仕様書（広島市）	・建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
共通	・都市部鉄道構造物の近接施工対策マニュアル（公益財団法人 鉄道総合技術研究所）	・博物館の設置及び運営上の望ましい基準（平成 23 年文部科学省告示第 165 号）

5 責任者の配置

本書に規定する以下の責任者は、応募(申請)法人又は応募(申請)グループで応募する場合の代表法人及び構成法人等から選出すること。

- ・統括管理責任者（本書第 3 に規定）
- ・公募対象公園施設の設計及び施工責任者、管理・運営責任者（本書第 4 に規定）
- ・特定公園施設の設計責任者、施工責任者、工事監理責任者及び施工監理責任者（本書第 4 に規定）
- ・指定管理業務の業務責任者（本書第 5 に規定）

各業務の実施体制は本書及び別添資料 22 に示す。

6 新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努め、「新しい生活様式」に配慮すること。

7 要求水準の変更

本市は、事業期間中に、次の事由により、認定計画提出者と協議の上、要求水準を変更する場合がある。

- ・法令等の変更により業務内容が著しく変更されるとき。
- ・災害、事故等により、特別な業務内容が常時必要なとき又は業務内容が著しく変更されるとき。
- ・本市の事由により業務内容の変更が必要なとき。
- ・その他業務内容の変更が特に必要と認められるとき。

第2 事業区域及び施設の現況

1 事業区域（既存の公園施設等）の概要

(1) 中央公園（広島城区域）

中央公園（広島城区域）の概要は以下のとおりである。

広島城区域の土地所有者及び現状の管理運営主体は多岐に渡っており、また、本丸（上段・下段）、二の丸及び内堀部分（三の丸の堀に面する部分を含む。）は、「広島城跡」として、文化財保護法上の国の「史跡」に指定されている。

中央公園（広島城区域）の各エリアの概要

場所	土地所有者等	施設名等	施設概要 (敷地面積等)	管理運営主体 ^{※1}
中央公園	史跡 広島城跡	本丸		
		文部科学省所管 (行政財産)		
	二の丸	本丸（上段）	28,821.47 m ²	緑政課 ((公財) 広島市みどり生きもの協会)
		広島城（天守閣）	鉄筋コンクリート造、瓦ぶき (昭和33年建築) 1,358.97 m ² (延床面積)	文化振興課 ((公財) 広島市文化財団)
		本丸（下段）	84,240.36 m ² ^{※2}	
		二の丸	((一財) 広島市母子寡婦福祉連合会が運営する 休憩所・売店 (延床面積: 29.37 m ²) あり)	緑政課 ((公財) 広島市みどり生きもの協会)
		表御門、 平櫓・多聞櫓・太鼓櫓	木造、瓦ぶき (表御門: 平成3年建築、 平櫓・多聞櫓・太鼓櫓: 平成6年建築) 延床面積: 616.77 m ²	文化振興課 ((公財) 広島市文化財団)
		旧中央バレーボール場	7,684 m ²	緑政課
		三の丸	約 13,000 m ²	緑政課 ((公財) 広島市みどり生きもの協会)

※1 括弧内は指定管理者。

※2 本丸下段の敷地面積は、史跡指定範囲のうち、本丸上段（文部科学省所管行政財産）及び広島護国神社所有地以外の面積であり、内堀及び二の丸の敷地面積を含む。

(2) Park-PFI 事業の事業区域（三の丸エリア）

Park-PFI 事業の事業区域（公募対象公園施設及び特定公園施設の整備対象区域）にある既存の公園施設等は、別添資料7及び別添資料8に示すとおりである。
以下にその概要を示す。

ア 主な既存施設等

既存の公園施設等の一覧

位置	施設	撤去、移設等の可否	備考
地上	観光バス駐車場	本市が移転予定	旧中央バレーボール場へ移転し、本事業の指定管理業務の対象とする。
	噴水広場・モニュメント	本市が一部撤去・移設予定 (事業区域外への移設)	事業区域外へのモニュメントの移設に伴い、本市で噴水、モニュメント台座、花壇の一部を撤去予定。
	公衆トイレ	本市が撤去予定	本事業で特定公園施設として代替施設を整備する。
	植栽	撤去可能 (浄化槽周辺の植栽は本市が撤去予定)	
	舗装(広場、園路)、工作物(照明等)	撤去可能 (浄化槽周辺の工作物は本市が撤去予定)	本事業で特定公園施設として再整備する。
	遊覧船乗船場(栈橋)	令和4年度中に撤去予定	
	シェアサイクルポート	移設可能	撤去及び移設(代替ポートの設置)について、本市と認定計画提出者との協議の上決定する。
	記念碑	本市が移設予定	
	案内板等	認定計画提出者が撤去する(一部の案内板等を除く)	一部の案内板等は、認定計画提出者により撤去後に代替機能を確保するか、若しくは現物のまま移設する。
地下	地下河川	撤去不可(移設困難)	地上部利用及び工事における配慮が必要。
	共同溝	撤去不可(移設困難)	同上
地上及び地下	浄化槽(浄化施設)	本市が撤去予定 (撤去後、地下の空洞部分は埋戻しを行う)	
	アストラムライン路線(排風機所、既設構造物)	撤去又は移設不可	地上部利用及び工事における配慮が必要。

(ア) 観光バス駐車場

観光バス駐車場は、令和4年度中に本市が旧中央バレーボール場に移転を行う予定である。なお、移転後に三の丸エリア内に残存する舗装やその他既存施設については、認定計画提出者により撤去を行う必要がある。

(イ) 噴水広場・モニュメント

噴水広場のモニュメント「花の精」は、令和4年度中に、別途、本市が事業区域外に移設を行う予定である。また、モニュメントの移設に伴い、噴水、モニュメント台座及び広場部分の花壇の一部についても本市が撤去する予定である。なお、本市が行う撤去工事後に残存する部分については、認定計画提出者により撤去を行う必要がある。

(ウ) 公衆トイレ

公衆トイレ（三の丸エリア内）は、令和4年度中に、別途、本市が撤去を行う予定である。

撤去後は、本事業で特定公園施設として代替施設を整備する。整備水準は「第4 Park-PFI 事業に関する要求水準」を確認すること。

基数：男性用3器（大便器1、小便器2）、女性用1器、障害者用1器

(エ) 植栽

Park-PFI 事業の事業区域の植栽は、認定計画提出者により撤去又は移設を行うことができる。

(オ) 遊覧船乗船場

遊覧船乗船場（栈橋）は、令和4年度中に撤去を行う予定である。

(カ) シェアサイクルポート

Park-PFI 事業の事業区域には、広島市シェアサイクル「ぴーすくる」のポートが設置されている。

「ぴーすくる」のポートの撤去時期について本市と認定計画提出者が協議をした上で、本市が撤去を行う。なお、代替ポートの設置の可否や、整備後のポートの設置箇所について、認定計画提出者は、本市との協議に応じる必要がある。

運営事業者：株式会社ドコモ・バイクシェア

ラック数：20

(キ) 記念碑

Park-PFI 事業の事業区域には、広島県及び本市により建立された「基町地区再開発事業完成記念碑」が設置されている。当該記念碑は、広島城三の丸歴史館の整備に伴い、令和5年度に本市が事業区域外へ移設を行う予定である。

(ク) 案内板等

事業区域には、広島城全体の案内等を周知する掲示板や利用に関する注意及び警告を行うための看板・標識類が設置されている。これらの案内板等は、本事業において、認定計画提出者により撤去を行う必要がある。なお、別添資料 8 に示すとおり、一部の案内板等は、撤去後に代替機能を確保するか、若しくは現物のまま事業区域内に移設を行う必要がある。

(ケ) 地下河川

Park-PFI 事業の事業区域には地下河川（堀川）が存在する。本事業において近接して施設を設置しようとする場合には、地上部利用及び工事において、既存施設の保全に十分配慮するとともに、必要に応じて河川管理者と協議を行う必要がある。

なお、施設整備に当たって地下河川の付替えを行う提案は可能であるが、設計業務の中で、河川管理者との協議により対応を決定する必要がある。

管理者：広島市（準用河川）

諸元：鉄筋コンクリート管 B 形 1 種、φ 600mm、土被り 1,000mm

(コ) 共同溝

Park-PFI 事業の事業区域には共同溝（上水道）「祇園幹線共同溝」が存在する。本事業において近接して施設を設置しようとする場合には、地上部利用及び工事において、既存施設の保全に十分配慮するとともに、必要に応じて施設管理者と協議を行う必要がある。

管理者：広島国道事務所

諸元：土被り 1,000mm 程度

(カ) アストラムライン路線

Park-PFI 事業の事業区域には、アストラムライン路線の既設構造物（地上部の排風機所、地下の既設構造物）が存在する。

本事業において近接して施設を設置しようとする場合には、地上部利用及び工事において、既存施設の保全に十分配慮するとともに、必要に応じてアストラムライン事業者と協議を行う必要がある。

アストラムライン事業者：広島国道事務所、広島高速交通株式会社

(シ) 浄化槽

浄化槽は、令和 4 年度中に、本市が撤去を行う予定であり、撤去後の地下の空洞部分は埋戻しを行うこととしている。

イ 既存の公園施設等の解体時における未撤去物

噴水広場・モニュメント、シェアサイクルポート（ピーすくる）、基町地区再開発事業完成記念碑、浄化槽及びこれらの撤去又は移設に係る作業ヤード内の既存施設は、本市が撤去又は移設を行う予定である。本市による撤去又は移設後において未撤去物として残る舗装（広場、園路）、植栽及びその他工作物（公園照明、案内板等）等の既存施設は、認定計画提出者が特定公園施設の整備と併せて撤去又は移設を行うものとする。

ウ インフラ整備状況

(ア) 周辺道路の状況

事業区域のうち、Park-PFI 事業の対象とする三の丸周辺の道路の現況は次のとおりである。詳細は別添資料 19 を確認すること。

位置	道路名
西側	国道 54 号
	市道中 1 区基町佐東線
東側	無し
北側	無し
南側	国道 54 号
	市道中 1 区中広宇品線

(イ) 地下埋設物（供給処理施設等）の位置

事業区域における給水、排水、ガス、電気、通信の供給処理施設等の地下埋設物の位置は別添資料 7 を確認すること。ただし、位置図は参考であり、実際の地下埋設物の位置とは異なる可能性があるため、認定計画提出者は、設計・整備を行う際、必ず各事業者を確認すること。各施設の引込み及び接続計画は、認定計画提出者の提案を基に、本市と協議の上で進めること。

エ 地下の状況

(ア) 地下構造物

「地下河川」、「共同溝」、「アストラムライン路線」、「浄化槽」について、「ア 主な既存施設等」を確認すること。

(イ) 埋蔵文化財

本事業区域は、文化財保護法に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地（広島城跡）に指定されている（別添資料 4）。このため、掘削等を伴う工事に当たっては、同法第 93 条に基づく届出を要するほか、届出の内容に応じて本市が費用を負担し試掘調査を行う場合がある。

令和 2 年度に、三の丸における近世の屋敷等の遺構を確認するため、存在が想定される範囲に 10 本のトレンチを設定し、併せて軍施設等の近代遺構の遺存状況も確認しながら調査を実施した結果、複数のトレンチにおいて 0.5～0.7m で遺構を検出したことから、掘削等を伴う工事を行う場合は、試掘調査を行うことを想定している。

試掘調査の結果、埋蔵文化財に影響が及ぶと判断される場合、認定計画提出者は、原則として埋蔵文化財を現状保存する方針を踏まえ、埋蔵文化財に影響が及ばない工法などについて検討し、本市と協議すること。

協議の結果、計画の変更が困難な場合は発掘調査を行う場合がある。発掘調査に要する費用は、公募対象公園施設については認定計画提出者、特定公園施設については本市が負担するものとする。

事業スケジュールに変更が生じる場合などは、本市と認定計画提出者との協議により対応を決定する。

(ウ) 事業区域周辺の地盤の状況

事業区域周辺におけるボーリング調査の結果（別添資料 20）を確認し、施設整備における基礎構造や工法の参考とすること。なお、本事業において地盤調査が必要な場合は、本市との協議の上、地盤調査計画を作成し、認定計画提出者の費用負担で調査を行うこと。

(エ) 土壌の状況

土壌汚染対策法に基づき、各施設の整備業務の着手日の 30 日前までに、発注者（広島市市民局）が、土地の形質変更に伴う届出を広島市長に行うことから、認定計画提出者は、届出に要する図面作成などに協力すること。

(オ) 遺構の保全

本事業区域では、現地盤面から 0.5m 深を遺構面とし、遺構面から上部 0.3m 厚を保全する必要がある。なお、既存埋設物等により遺構面が保全されていない箇所では保全対象範囲外となる。

施設整備に当たっては、上記の遺構保全条件を踏まえ、各工種の埋設深さや基礎の根入れ深さ等を考慮する必要がある（遺構保全のため盛土厚を確保する等）。

オ 高潮浸水及び内水浸水の可能性

台風の高潮による浸水の発生が想定される区域等を示した「高潮浸水想定区域図」、大雨による浸水の発生が想定される区域等を示した「浸水（内水）ハザードマップ」を以下のアドレスに掲載しているので確認すること。

- ・ 高潮浸水想定区域図

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/saigainfo/133575.html>

- ・ 浸水（内水）ハザードマップ

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/gesuido/2779.html>

※「広島市浸水（内水）ハザードマップ（白島・幟町・大手町地区）」を確認。

カ 事業区域において本市で整備予定の施設

Park-PFI 事業の事業区域において本市で整備予定の施設は以下のとおりである。各施設の計画概要は、別添資料 21 を確認すること。

(7) 広島城三の丸歴史館

広島城三の丸歴史館は、本事業とは別に従来の公共事業手法により整備し、本事業における指定管理業務の対象施設となる。また、土地利用・施設管理の合理化・効率化を図るため、観光案内所、公園管理事務所（指定管理者の管理事務室）等を合築する予定である。

Park-PFI 事業による施設整備に当たっては、当該施設の整備予定区域を考慮する必要がある。また、当該施設の供用開始後における展示収蔵物の搬入・搬出に必要な車両（4t トラック）の進入路及び車両動線を確保する必要がある。

(イ) ペDESTリアンデッキ

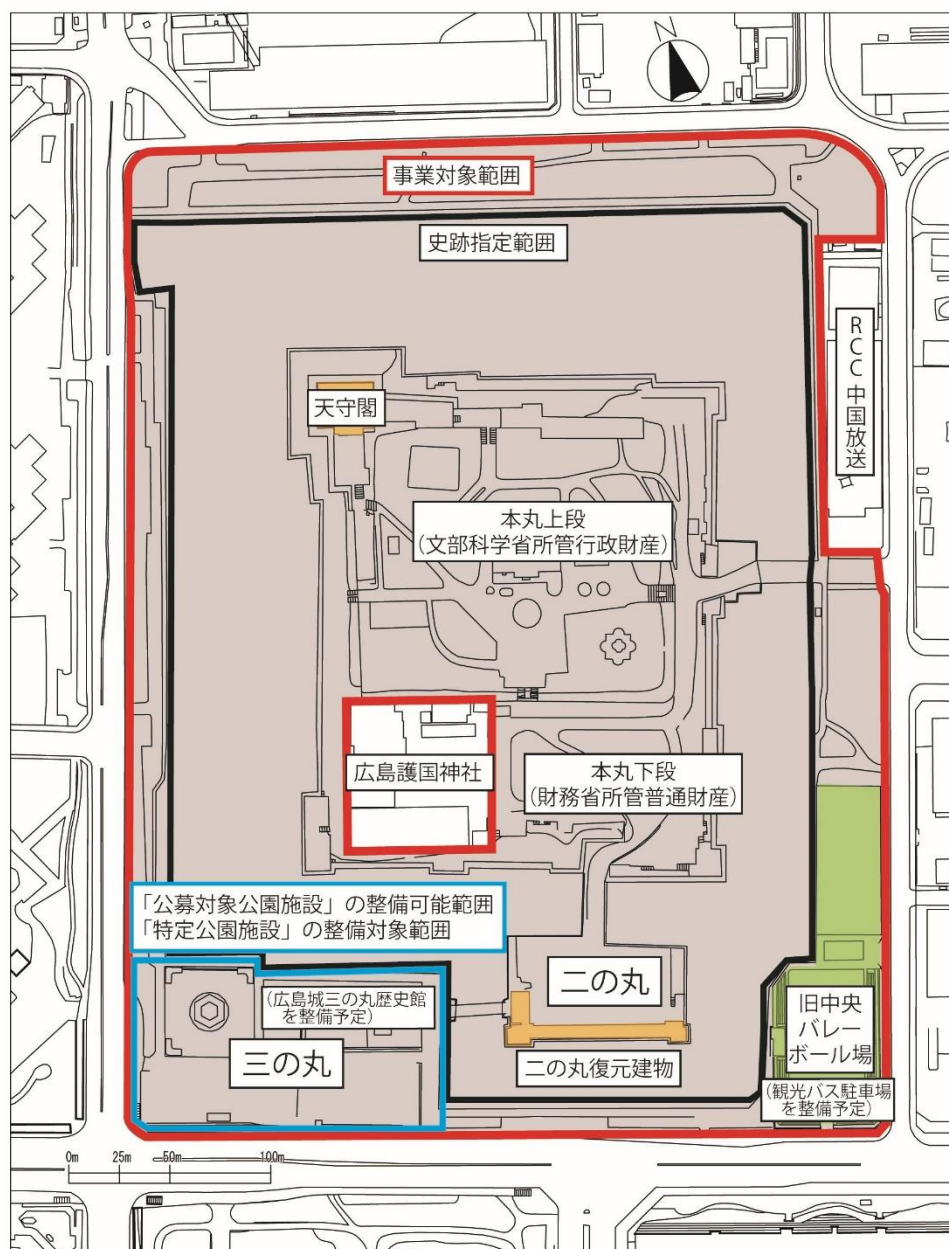
祇園新道を挟み西側に位置する中央公園広場やサッカースタジアム建設地から、自動車交通と交錯しない安全で快適なアクセスルートを確保するため、ペDESTリアンデッキを整備する予定である。

なお、ペDESTリアンデッキ下の一部（南北方向の動線部分）は、本市が別途、舗装及びフェンス等を整備する予定である。その他の部分（東西方向の動線部分）については、認定計画提出者が整備する必要がある。また、ペDESTリアンデッキの維持管理・運営は、本事業（指定管理業務）の業務範囲に含まないこととする。

2 整備可能範囲及び建築面積

Park-PFI 事業における公募対象公園施設の整備可能範囲及び特定公園施設の整備対象範囲は、以下に示す三の丸エリア（史跡指定範囲である堀に面する部分を除く）とする。

また、Park-PFI 事業において整備可能な建築面積の上限は、公募対象公園施設及び特定公園施設を含め、合計で 2,000 m²以下とする。



第3 統括管理業務に関する要求水準

1 総則

(1) 基本的事項

ア 統括管理業務の目的

統括管理業務は、事業全体（Park-PFI 事業及び指定管理業務）の履行状況を把握し、事業全体としてサービスの質が継続的に維持、向上するよう努め、必要な対応を行うことを目的とする。

イ 業務期間

業務期間は、令和5年（2023年）4月1日から令和25年（2043年）12月31日までとする。

(2) 業務の基本的な考え方

ア 認定計画提出者（グループで応募(申請)する場合は代表法人）は、事業全体の履行状況を常に把握し、事業全体としてサービスの質が継続的に維持、向上するよう努め、必要な対応を適宜行うこと。

イ グループで応募(申請)する場合、代表法人は、構成法人との役割及び責任の所在を明確にする業務実施体制を構築すること。

ウ 各業務における対応窓口を明確にした上で、本市とのコミュニケーションを密にし、問題発生時においては迅速かつ適切な対応を行うこと。

(3) 構成法人等の再選定

構成法人等の変更は、原則として認めないものとする。ただし、業務を開始した後において、公募設置等指針及び要求水準書を満たしていない又は満たさないおそれが生じると判断される構成法人等があることが判明した場合、代表法人は、当該構成法人等に対し、速やかにこれらを満たすことができるよう必要な措置を講ずること。この場合において、当該構成法人の再選定が必要な場合には、事前に本市の承諾を得た上で、再選定を行うとともに、事業の継続に支障を来さないよう留意すること。

(4) その他必要な業務

その他統括管理を行う上で必要な業務を適切に行い、効果的な業務の履行に努めること。

2 本事業の理念、実施方針の策定

認定計画提出者は、本事業の目的などを踏まえた上で、本事業の理念及び実施方針を策定(グループで応募(申請)する場合の代表法人は、構成法人と共有)し、本市の確認を受けること。

3 統括管理責任者の配置等

(1) 統括管理責任者の配置

- ア 認定計画提出者は、統括管理業務を確実にかつ円滑に実施するため、統括管理責任者を業務期間に渡り配置すること。なお、統括管理責任者が Park-PFI 事業及び指定管理業務の責任者を兼務することについては、各々が担うべき役割を確実に遂行できる限りにおいて認めるものとする。
- イ グループで応募(申請)する場合、統括管理責任者は原則として代表法人から選出すること。
- ウ 統括管理責任者は、本事業の目的、趣旨、内容を十分踏まえた上で、次の要件を満たす者を選出すること。
 - (ア) 本事業が、仕様発注ではなく性能発注に基づくサービスの提供であることを十分に理解し、必要に応じて他の従事者にその理解を徹底させることができる者
 - (イ) 必要に応じて、本市が主催する会議や委員会に出席できる者
 - (ウ) 現場で生じる各種課題や本市からの求めに対し、的確に対応することができる者

(2) 統括管理責任者の業務

- ア 統括管理責任者は、本事業全体を一元的に管理すること。
- イ 統括管理責任者は、各設計・整備、管理・運営業務の業務責任者が開催する会議などに出席し、各業務間の情報共有や業務調整を適切に行うこと。
- ウ 統括管理責任者は、各設計・整備、管理・運営業務の業務責任者を選任し、業務責任者届を本市に提出すること。なお、業務責任者を変更する場合、速やかに変更後の業務責任者を本市に届け出ること。

(3) 統括管理責任者の変更

- ア 認定計画提出者は、業務期間における統括管理業務の質を確保するため、統括管理責任者の変更を可能な限り避けるよう努めること。
- イ やむを得ず変更する理由がある場合には、本市と事前に変更に関する協議を行い、本市の承諾を得た上で、当該業務の質を維持できる十分な引継ぎを行うこと。

4 年度マネジメント業務

統括管理責任者は、毎年度（1年度は4月1日から翌年3月31日までとする。以下同じ。）、統括管理業務開始の30日前までに、指定管理業務及び公募対象公園施設の管理・運営業務に係る事業計画書を含む「年度マネジメント計画書」を提出し、当該業務の開始前に本市の承諾を得ること。なお、内容を変更する場合は、事前に本市に届け出て、承諾を得ること。

5 事業評価業務

統括管理責任者は、公募対象公園施設の管理・運営業務の実施状況や指定管理業務の自己評価、本市からの指摘などを踏まえて、「年度マネジメント報告書」を作成し、各年度の業務終了後、翌年度の4月末までに本市に提出すること。報告事項の詳細については、本市と認定計画提出者との協議により決定する。

6 総務・経理業務

(1) 予算及び決算業務

ア 統括管理責任者は、本事業における予算作成、執行、管理及び決算を行うこと。

イ 統括管理責任者は、本市の事前承認を得た予算を適切に執行し、本市の求めに応じて速やかに経費の執行状況等を報告できるよう管理し、決算管理を行うこと。

(2) 書類等の管理及び記録の作成業務

ア 受領、作成した書類等の整理、管理を行うこと。また、管理規則などを作成し、破損や紛失のないよう適切に行うこと。

イ 実施した業務について、適宜、文書や写真等で記録を作成し、整理すること。

ウ 本市の求めに応じて速やかに提出できるよう管理すること。

エ 事業期間終了時に、適切かつ速やかに引き継ぐことができるよう管理すること。

第4 Park-PFI 事業に関する要求水準

1 総則

(1) 基本的事項

ア 公募対象公園施設及び特定公園施設の場所

公募対象公園施設の整備可能範囲及び特定公園施設の整備対象範囲は、「第2 事業区域及び施設の現況 2 整備可能範囲及び建築面積」に示すとおりである。

イ 事業期間

Park-PFI 事業の事業期間は、公募設置等計画の認定の有効期間である令和6年（2024年）1月1日から令和25年（2043年）12月末までの20年間とする。

ウ 業務の区分

- (ア) 公募対象公園施設の設計・整備及び管理・運営業務
- (イ) 特定公園施設の設計・整備及び工事監理業務（既存の公園施設の撤去を含む）

エ 整備エリアの分割

公募対象公園施設及び特定公園施設については、広島城三の丸歴史館の整備に係る作業ヤードを確保するため、整備対象範囲を「第1期整備エリア（令和7年3月までに供用開始）」と「第2期整備エリア（令和8年9月までに供用開始）」の二つに分けて整備すること。ただし、特定公園施設のうち、タクシー乗降場、附置義務駐車場及び公衆トイレについては、第1期整備エリアに整備すること。

また、バス乗降場を第1期整備エリアに整備する場合は、バス乗降場の供用開始時期を令和7年から令和8年とする提案を可能とする。

エリアの分割は、歩行者動線等を確保する観点から、公募設置等指針に示す「三の丸のゾーニング計画及び導入機能のイメージ」のとおりとするが、細部の変更については、本市と協議の上で決定すること。

なお、整備エリアの分割（2段階整備）の考え方については、別添資料25を確認の上、本市が想定する工事車両の動線や作業ヤードの確保等、各種施工条件に留意すること。

(2) 公園全体計画に関する事項

ア 公園施設の概要

Park-PFI事業で整備する公募対象公園施設及び特定公園施設の概要は、以下のとおりである。

項目	施設名	概要
公募対象 公園施設	—	・ 認定計画提出者の提案による
特定公園 施設	多目的広場	・ 多目的な利用（イベント開催含む。）が可能な広場
	バス乗降場	・ 3台程度が同時に停車し安全に乗降可能な規模
	タクシー乗降場	・ 1台分
	附置義務駐車場 （中央公園広島城三の丸駐車場）	・ 「建築物における駐車施設の附置等に関する条例」 に基づき算出した必要台数を最低限確保
	園路等	・ 散策路、眺望スペース、休憩施設等
	植栽	・ 植栽、散水設備
	公衆トイレ（三の丸内）	・ 24時間利用可能な公衆トイレ
	管理施設	・ 照明施設、案内板等 ・ 公園管理上必要な管理車両の通路及び駐車区画 ・ 大型車両（資材搬入用4tトラック）を想定した搬入路
	その他の公園施設	・ 任意提案（上記以外）

イ 公園全体計画の基本的な考え方

(ア) 配置計画

- a 都市公園内に立地することを十分に配慮すること。
- b 広島城（天守閣、堀、石垣等）や水辺の雰囲気に触れながら屋内外で滞在・散策・休憩・食事等ができる空間を確保すること。
- c 既存の公園施設（園路、植栽等）や新たに整備するペDESTリアンデッキ及び広島城三の丸歴史館並びに三の丸エリア周辺を含む公園全体との調和を図ること。
- d 道路や地下道、ペDESTリアンデッキ等からの利用者の動線に配慮すること。
- e 地下の既存施設（アストラムライン、地下河川、共同溝等）を考慮し、地上部利用や近接施工等の制約条件を踏まえた配置計画とすること。
- f 公園利用者の利便性や安全性、イベントの開催や滞在空間の創出等に配慮し、公募対象公園施設及び特定公園施設を適切に配置すること。

(イ) 動線計画

- a 公共交通機関や自家用車、バス、タクシーなど、想定される全ての交通手段の利便性に配慮すること。
- b 園路、自動車用通路を分離するなど、それぞれの利用者の安全を確保すること。
- c 屋内外ともに災害時の避難動線を確保し、利用者の安全を確保するとともに、緊急車両の動線にも配慮すること。
- d 主要なアクセス動線や補助的なアクセス動線を含む複数の動線を確保すること。
- e 広島城内及び周辺エリアとの回遊性の向上に配慮した動線計画とすること。

(ウ) 景観への配慮

- a 建築物、屋外広告物、園路その他の施設の整備に当たっては、広島市景観計画の景観形成の方針等や広島市屋外広告物条例等に定める基準を遵守すること。特に、景観計画重点地区（広島城・中央公園地区）にふさわしい良好な景観の形成に資する質の高いデザインとすること。
- b 「広島城三の丸整備基本計画」の景観形成方針や、かつての広島城三の丸に位置することを踏まえた上で、広島城三の丸歴史館と北側に望む天守とが一体となって歴史的な雰囲気を醸し出す「歴史ゾーン」にふさわしい景観形成に努めること。

- c 事業区域全般にわたる景観のコンセプトをもって、建築計画、植栽計画、照明計画等個別のデザインを行い、全体として調和がとれた景観形成を図ること。また、本市が整備する広島城三の丸歴史館の外観デザインに関する基本的な考え方（別添資料9）にも留意すること。
- d 公募対象公園施設や特定公園施設（公衆トイレ等）の建築計画に当たっては、広島城跡の景観と調和し、統一感のある意匠とすること。
- e 室外機等の設備については露出を避けるなど、公園全体の景観を阻害しないよう努めること。特に、天守を望む主要な視点場となり得る場所からの眺めに十分に配慮すること。
- f 既存施設との取り扱い部分については、視覚的に違和感のない素材の選定に努めること。

(イ) バリアフリーへの対応及びユニバーサルデザインへの配慮

- a 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」を遵守するとともに、「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン（国土交通省）」、「広島県福祉のまちづくり条例」、「広島市公共施設福祉環境整備要綱」などに定める基準に従うこと。公募対象公園施設についても、同要綱に定める基準を満たすこと。
- b 乳幼児連れの家族や障害者を含む幅広い世代が利用しやすいユニバーサルデザインに配慮すること。

(オ) 災害時の避難場所とすることへの配慮

- a 広島城跡は、災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所に指定されていることを踏まえた計画とすること。
- b 避難安全検証を行い、緊急時に来訪者が安全に避難できることを確認すること。

(カ) 環境への配慮

a 脱炭素社会の実現に向けた環境負荷の低減

(a) 適正使用、適正処理に関する性能

- ・「建設副産物適正処理推進要綱」及び「建設リサイクル推進計画 2020」に基づき、適正使用、適正処理に配慮すること。
- ・木材を始め資材の調達に当たっては、輸送に係るエネルギー消費による排出抑制に努めること。

(b) エコマテリアルに関する性能

- ・環境負荷低減に配慮した材料を積極的に採用すること。
- ・廃棄物等の再使用又は再生利用した資機材を積極的に使用すること。
- ・部分的な更新が容易となるように汎用性の高い規格化された材料などを使用すること。

(c) 省エネルギー、省資源に関する性能

- ・電気・設備機器などについては省エネルギータイプを使用するとともに、建築設備への負荷を抑制できる仕上げ材を使用すること。
- ・再生可能エネルギーの導入など資源・エネルギーの有効活用を図り、環境負荷軽減に積極的に取り組むこと。

(d) その他の取組

- ・上記の取組以外にも、脱炭素社会の実現に向けた環境負荷の低減に努めること。

b 周辺環境の保全

(a) 雨水流出抑制

- ・広島市雨水流出抑制に関する指導要綱及び指導要領に従い、雨水流出抑制施設を設置すること。

(b) 騒音・振動

- ・イベント開催時の周囲への音伝搬、振動伝搬について検討し、周辺環境への影響を低減する計画とすること。

(キ) 開発行為の許可

本事業は、都市計画法第 29 条第 1 項に規定する開発行為の許可については、同法施行令第 21 条第 3 号「都市公園法第 2 条第 2 項に規定する公園施設である建築物」に該当するため、不要である。

2 公募対象公園施設の設計・整備及び管理・運営業務

(1) 共通事項

- ア 認定計画提出者は、本市の指示に従って業務に必要な調査を行い、関係法令に基づき業務を処理すること。
- イ 認定計画提出者は、業務の詳細について本市と連絡を取り、かつ十分に打合せをして、業務の目的を達成すること。
- ウ 認定計画提出者は、適宜、本市から状況の確認を受けるとともに、指摘された内容について、適宜、設計・整備及び管理・運営内容に反映すること。
- エ 認定計画提出者は、本市による状況の確認に積極的に協力すること。

(2) 公募対象公園施設の設計・整備業務

ア 本市への報告等

- (ア) 設計業務の進捗管理は、認定計画提出者の責任において実施し、本市へ報告すること。
- (イ) 本市は、設計の検討内容について、認定計画提出者にいつでも確認できるものとする。

イ 実施体制

認定計画提出者は、次に規定する責任者及び担当者を配置し、組織体制と併せて業務着手前に本市に報告すること。

(ア) 公募対象公園施設の設計及び施工責任者の配置

公募対象公園施設の設計及び施工責任者は、本事業の目的、趣旨、内容を十分踏まえた上で、次の要件を満たす者を配置すること。

- a 工事監理業務を一元的に管理し、取りまとめることができる者
- b 別添資料 22 に示す定例会議（月 1 回程度）及び現場定例会議（月 2 回程度）に出席できる者
- c 現場での各種立会いを実施し、その施工状況及び品質について適切な判断ができる者
- d 必要に応じて、本事業に関して本市が主催する会議や委員会に出席できる者
- e 現場で生じる各種課題や本市からの求めに対し、的確に対応することができる者

(イ) 公募対象公園施設の設計及び施工担当者の配置

公募対象公園施設の設計及び施工担当者は、その内容に応じ、必要な知識及び技能を有する者とし、また、法令により資格が定められている場合は、当該資格を有する者を選出すること。

ウ 設計及び施工内容

- (ア) 公募対象公園施設の設計・整備業務は、公募設置等指針に示した要件を満たすほか、Park-PFI に関する基本協定、本書に基づいて実施すること。また、「1 総則 (2) 公園全体計画に関する事項」に示す考え方を踏まえ実施すること。
- (イ) 明らかに対象外となる事項を除き、「3 特定公園施設の設計・整備及び工事監理業務」に示す内容も満たすこと。
- (ウ) アストラムライン路線や共同溝（上水道）、地下河川（堀川）、下水道等の地下埋設物の上部に建築物その他の施設を整備する場合は、破損事故等の防止のため、事前に各管理者と協議を行うこと。また、これら地下の既存施設等への近接工事が必要となる場合は、各管理者と事前の協議を行うほか、「都市部鉄道構造物の近接施工対策マニュアル（公益財団法人 鉄道総合技術研究所）」及び「土木工事設計マニュアル（中国地方整備局）」等に基づき必要な措置を講ずること。
- (エ) 公募対象公園施設の建物は、特定公園施設（公衆トイレ等）と別棟とし、事業終了後に解体、撤去が可能なものとする。
- (オ) 屋上（2 階以上）について、屋外テラスを設け商業利用するなど、人が出入りできる構造とする場合は、必要な安全対策を講ずること。
- (カ) 施設計画に当たっては、子育て世代や高齢者、障害者の利用を想定し、ユニバーサルデザインに配慮すること。
- (キ) 公募対象公園施設は、認定計画提出者の民設民営により実施することから、施設に必要なインフラ（電気、ガス、水道等）は、原則として、認定計画提出者の負担にて整備し、所有するものとし、特定公園施設とは独立して設けること。特定公園施設のインフラから接続する場合には、子メーター等を設置し、公募対象公園施設における使用量を個別に把握できるようにすること。

エ 公募対象公園施設の撤去（原状回復）

- (ア) 認定計画提出者は、公募対象公園施設の設置許可期間の終了日までに、自らの責任及び費用負担により、公募対象公園施設を撤去し更地にした上で、本市に返還すること。ただし、本市が事前に同意した場合は、この限りではない。

- (イ) 認定計画提出者は、公募対象公園施設の撤去に当たり、事前に原状回復計画書を作成し、本市の承認を受けること。
- (ウ) 公募対象公園施設の撤去（原状回復）に当たっては、設置許可期間の終了日の概ね2年前から、本市との協議を開始すること。

(3) 公募対象公園施設の管理・運營業務

- ア 年間を通じ、円滑な管理・運營業務の遂行が可能な実施体制を構築し、業務開始前に本市に報告すること。なお、地震・火災等災害発生時の危機管理に対応した実施体制とすること。
- イ 本事業の目的、趣旨、内容を十分踏まえた上で、公募対象公園施設の管理・運営責任者及び管理・運営担当者を配置すること。なお、管理・運営責任者は、現場で生じる各種課題や本市からの求めに対し、的確に対応することができる者を配置すること。
- ウ 公募対象公園施設の営業日及び営業時間については、認定計画提出者の提案によるものとする。
- エ 認定計画提出者は、毎年度、本市が指定する期日までに、公募対象公園施設の管理・運營業務に係る事業計画書を作成して本市に提出し、本市の確認を受けること。また、毎年度、当該業務の終了後、速やかに公募対象公園施設の管理・運營業務に係る年度業務報告書を提出し、本市の確認を受けること。
- オ 持続可能な事業計画とすること。
- カ 公募対象公園施設に関する収支等の運営状況について、定期的に本市に報告すること。また、本市が求めた場合は、速やかに報告すること。
- キ 特定公園施設と一体的に魅力増進を図ることができるような管理・運営の内容とすること。
- ク 店舗等の業種・業態は、本事業の目的を踏まえた公園の魅力向上につながるものとする。
- ケ 店舗等の入替えを行う場合にも、定型・均質化されたものではなく、個性やこだわりの感じられる店舗等の誘致に努めること。
- コ 認定計画提出者は、各施設を適切に管理・運営するため日常的に点検を行い、仕上げ材等の浮き、ひび割れ、はがれ、かび等の発生がない状態を維持し、かつ美観を維持すること。
- サ 認定計画提出者は、施設を常に清潔に保ち、かつ、利用者が安全で快適に利用できるよう管理・運営し、関係法令に定める基準を満たすこと。
- シ 公募対象公園施設は、認定計画提出者の自己負担により、必要な修繕・更新を計画的に実施すること。

- ス 営業時の音、振動等については、周辺環境に配慮すること。
- セ 公募対象公園施設の供用開始前後にかけて、三の丸エリア内では広島城三の丸歴史館の建築工事を予定していることから（令和6年度から令和7年度を予定）、本市と適宜調整を行い、当該施設の工事期間中における来訪者の安全確保に協力すること。
- ソ 公募対象公園施設の全部又は一部を第三者に使用させる場合は、事前に当該第三者の概要や使用条件等を記載した書面及びその他本市が要求する情報及び資料（第三者と締結する定期建物賃貸借契約書の内容を含む。）を本市に提出の上、本市の承認を得ること。また、公募対象公園施設の全部又は一部を第三者に使用させる場合、Park-PFI に関する基本協定に示す条件を満たすこと。
- タ 本市は、認定計画提出者が提出した事業報告書等に基づき、公募対象公園施設の管理・運營業務の実施状況の確認を行う。認定計画提出者は、本市が行う公募対象公園施設の実施状況の確認に際して、必要な協力を行うこと。

3 特定公園施設の設計・整備及び工事監理業務

(1) 共通事項

- ア 認定計画提出者は、各業務の進捗状況に応じ、本市に対して定期的に報告を行うこと。
- イ 認定計画提出者は、各業務の実施に必要な各種応募(申請)等の手続きについて、関係機関との協議内容を本市に報告するとともに、必要に応じて、各種許認可等の書類の写しを本市に提出すること。
- ウ 認定計画提出者は、各業務に必要な調査を行い、関係法令等に基づいて、業務を処理すること。
- エ 認定計画提出者は、業務の詳細について本市と連絡を取り、かつ十分に打合せをして、業務の目的を達成すること。
- オ 認定計画提出者は、適宜、本市から状況の確認を受けるとともに、指摘された内容について、適宜、設計内容に反映すること。
- カ 認定計画提出者は、本市による状況の確認に積極的に協力すること。
- キ 本市が議会や市民等(近隣住民も含む。)に向けて本事業に関する説明を行う場合や、国庫補助金の申請、会計検査の受検を行う場合など、本市の要請に応じて説明用資料を作成し、必要に応じて協力すること。
- ク 設計・整備に当たっては、必要に応じてアストラムライン事業者、道路管理者、警察、その他関係機関等との協議・調整を行う場合があるため、必要な資料の作成や打合せへの同席等に協力すること。また、協議・調整の結果を踏まえ、設計・整備の検討に適宜反映すること。
- ケ 残存する既存の公園施設(未撤去物)については、認定計画提出者により撤去を行うこと。

(2) 特定公園施設に求める整備の水準

特定公園施設として整備を求める各施設の機能や規模などについて、公募設置等指針に定めるほか、本書及び以下に示す整備の水準を満たすこと。また、「1 総則 (2) 公園全体計画に関する事項」に示す考え方を踏まえること。

ア 多目的広場

- ・公募対象公園施設や広島城三の丸歴史館など施設利用者、ペDESTロリアンデッキ、地下道等からの来訪者、広島城内を散策する公園利用者等が気軽に立ち寄れる空間とすること。
- ・神楽などの広島の歴史・文化・伝統を伝える催しを鑑賞できる来訪者のたまり空間を確保すること。また、歴史的な景観と調和し、多目的な利用が可能なものとする。
- ・イベントなどの開催時以外も、公園利用者等が広島城の雰囲気を感じながら散策や食事・休憩などの日常的な利用が促進される空間とすること。
- ・イベントステージの設置や移動販売車（キッチンカー）・屋台の出店など多目的な利用内容を想定し、認定計画提出者の提案により適切な広場の規模を設定すること。
- ・多目的な利用や維持管理上の利便性に配慮し、水栓や電源設備など認定計画提出者の提案により必要な設備を整備すること。
- ・滞留を促進するため、舗装材等の仕上げとする場合は、反射熱の低減を考慮するとともに、本市の気候やその他の立地条件及び想定される通常の使用条件において、耐久性が確保されたものとし、表層は粉塵の出ないものとする。
- ・舗装材は、歩行性、透水性、保水性、すべり抵抗、経済性、景観性等の観点から選定すること。自然素材をイメージさせるものとし、歴史的な景観と調和した舗装とすること。
- ・広場の舗装は、管理車両の通行やイベント開催時の搬入車両等の通行に対応した十分な強度を確保すること。
- ・水溜りができない水勾配を確保するとともに、周辺部の雨水を適切に排水する施設を設けること。
- ・多目的広場内の雨水を速やかに排水できるよう、暗渠排水管の設置や外周部に側溝や雨水枥を設置するなど、適切な対策を講ずること。
- ・事業区域全体の排水系統との関連に留意し、多目的広場等の利用目的に適した排水施設を検討すること。
- ・供用開始後の維持管理コストの低減に十分に配慮すること。

イ バス乗降場及びタクシー乗降場

- ・三の丸エリアへのアクセス改善及び利用者の利便性向上のために、バス乗降場及びタクシー乗降場を整備すること。
- ・バス乗降場は、3 台程度が同時に停車し安全に乗降可能な規模を確保すること。また、団体利用客の乗降を想定し、十分な滞留空間を確保すること。
- ・タクシー乗降場は、1 台分確保すること。
- ・乗降場を道路沿いに設置する場合は、県立総合体育館前の交差点から可能な限り離れた場所に設置することを踏まえ、事業区域南側の国道 54 号側に設置すること。

ウ 附置義務駐車場（中央公園広島城三の丸駐車場）

- ・三の丸エリアに整備する施設の利用者のための駐車場として、「建築物における駐車施設の附置に関する条例（以下「駐車場附置義務条例」という。）」に基づき算出した必要台数以上を確保した駐車場を整備すること。
- ・駐車場附置義務条例に基づき、広島城三の丸歴史館の延べ面積を基に算出した附置義務駐車場の必要台数（一般車用：11 台程度、身体障害者用：1 台程度（認定計画提出者の提案による。)) のほか、認定計画提出者が提案する公募対象公園施設等の規模を踏まえ、必要な台数を最低限確保すること。
- ・駐車ますの規模（幅、奥行き）は、駐車場附置義務条例の規定に準じること。
- ・料金徴収システムを導入し、自動精算機その他料金徴収に必要な設備を設置すること。
- ・駐車場出入口付近には入退場管理のための警報設備やゲート、満車表示システム等の駐車場運営に必要な駐車場設備を適宜設置すること。なお、導入する駐車場設備に応じて、広島城三の丸歴史館内の公園管理事務所に管理上必要な設備・機器を設置することが可能であるが、設計協議の中で、本市と協議の上、決定すること。
- ・駐車場出入口は、県立総合体育館前の交差点から可能な限り離れた場所に設置することを踏まえ、事業区域南側の国道 54 号側に設置すること。
- ・安全確保のため適宜、車止めや安全柵等を設置すること。
- ・雨水を排水するための側溝を適宜設置すること。

エ 園路等

- ・園路は、事業区域内の各施設及び周辺エリアとのつながりを踏まえた配置とすること。
- ・広島城跡の雰囲気を感じられる内堀付近には、散策路や眺望スペース等を適宜設けること。

- ・二の丸エリアへつながる御門橋や観光バス乗降場に隣接した場所には、来訪者の滞留空間（15m程度の園路）を確保すること。
- ・ベンチ等の休憩施設を適宜設置すること。なお、休憩施設のデザイン、材質及び設置箇所は、公園全体計画を踏まえ提案すること。
- ・園路の幅員は「都市公園移動等円滑化基準」に基づき 180cm 以上を確保すること。特にメインの動線となる園路は、歩行者、自転車、車椅子、ベビーカー等が通行可能な十分な幅員を確保すること。
- ・舗装材は、歩行性、透水性、保水性、すべり抵抗、経済性、景観性等の観点から選定すること。自然素材をイメージさせるものとし、歴史的な景観と調和した舗装とすること。
- ・舗装材の表面は反射熱の低減を考慮すること。
- ・園路はバリアフリーに配慮した勾配とすること。
- ・ペDESTリアンデッキから広島城三の丸歴史館へのアクセス動線となる園路には、視覚障害者誘導用ブロックを設けること。なお、別途、ペDESTリアンデッキに設ける視覚障害者誘導用ブロックとの連続性を確保すること。
- ・園路は、管理用車両、緊急車両及びイベント時の車両等の車両の通行を想定した幅員及び舗装断面とすること。
- ・周辺の雨水が園路に流入しない水勾配を確保するとともに、園路周辺や園路上の雨水を適切に排水する施設を設けること。
- ・道路につながる園路には、適宜車止めを設けること。

オ 植栽

- ・広島城跡の樹林景観と調和した植栽・造園計画とすること。
- ・広島城の堀外周は散策・ジョギングコースとしても使われていることから、周辺の既存樹木との連続性に配慮した樹種を選定すること。また、お堀の自然景観との一体感を高めるなど、広島城跡の雰囲気を楽しむ公園利用者等に対する景観的配慮を行うこと。
- ・植栽の配置は、周辺の景観等を考慮し、見通しが効き、容易に維持管理できる植栽を選定し整備すること。
- ・植栽管理に必要な散水設備を適宜設けること。
- ・「広島市植栽工事仕様書」を遵守すること。
- ・「広島市緑の基本計画」を考慮した計画とすること。

カ 公衆トイレ

- ・公募対象公園施設及び広島城三の丸歴史館に設けるトイレとは別に、特定公園施設として 24 時間利用可能な公衆トイレを整備すること。
- ・男性用、女性用を設置すること。
- ・車いす使用者等に対応した多目的トイレを設置すること。また、多目的トイレはオストメイト対応とするほか、多目的シート（ユニバーサルシート）を備えること。
- ・大便器は、原則として全て腰掛け式とし、温水洗浄便座とすること。
- ・便器の数は、イベント開催時の集客、利用者の同時使用率等を勘案して設定すること。ただし、既存の公衆トイレ（別添資料 8）と同等以上の水準とすること。

キ 管理施設

(ア) 照明施設

- ・照明施設は、目的に応じた適切な照度を確保すること。また、夜間の防犯・安全性を考慮した照度を確保すること。

(イ) 案内板等

- ・広島城全体の案内等を周知する掲示板や利用に関する注意及び警告を行うための看板・標識類を適宜、公園利用者の目につく位置に設置すること。なお、既存の案内板等の取扱いについては別添資料 8 を確認すること。
- ・認定計画提出者により新たに設置する案内板等については、内容を本市と調整の上、デザインや多言語表記の方針などは、「中央公園エリアマネジメント協議会（仮称）」が令和 4 年度中に策定予定のサインガイドラインを基本とし、色彩などは、景観との調和を図ること。

(ウ) 管理車両の通路及び駐車区画

- ・公園管理上必要な管理車両の通路並びに公園管理者用の駐車区画を適宜設けること。なお、公園管理者用の駐車区画は、公園区域外に設ける提案も可能とする。
- ・管理車両の通路は、広島城三の丸歴史館の供用開始後における展示収蔵物の搬入路を確保し、大型車両（資材搬入用 4t トラック）を想定すること。
- ・管理車両の通路は、公園利用者の安全性に十分配慮した計画とすること。なお、管理車両の通路は、園路や附置義務駐車場（中央公園広島城三の丸駐車場）内の車路と兼ねることは可能とするが、歩行者及び一般利用者の車両の通行時における安全確保に留意すること。
- ・管理車両の通行時以外は、歩行者も通行できるようにすること。

(エ) ごみ集積スペース

- ・広島城三の丸歴史館と共同して使用のごみ集積スペースを確保すること。ごみ集積スペースの設置場所や規模等の詳細は、設計協議の中で、本市と協議の上、決定すること。

ク その他の公園施設（任意提案）

認定計画提出者は、上記に示す公園施設以外にも、公園施設として認められるものであれば提案することができる。ただし、有料施設の提案はできないものとする。

提案により整備された施設について、高額な維持修繕費を要するなど、本市として維持することが困難であると判断した場合、本市は整備費を負担せず、譲渡を受けない場合がある。その場合、認定計画提出者は、本市の設置許可を受け、事業終了後には撤去する必要がある。

(3) 特定公園施設の設計業務

ア 業務期間

設計業務の期間は、公募設置等指針を参考に認定計画提出者が計画すること。具体的な設計期間については、認定計画提出者の提案に基づき、Park-PFI に関する基本協定に定めることとする。また、設計の工程について本市と協議を行うこと。

イ 実施体制

認定計画提出者は、次に規定する業務責任者及び業務担当者を配置し、組織体制と併せて業務着手前に本市に報告すること。

(7) 特定公園施設の設計責任者の配置

特定公園施設の設計責任者は、本事業の目的、趣旨、内容を十分踏まえた上で、次の要件を満たす者を選出すること。

- a 設計業務を一元的に管理し、取りまとめることができる者
- b 必要に応じて、本市が主催する会議や委員会に出席できる者
- c 各種課題や本市からの求めに対し、的確に対応することができる者

(イ) 特定公園施設の設計担当者の配置

- a 特定公園施設の設計担当者は、その内容に応じ、必要な知識及び技能を有する者とし、また、法令により資格が定められている場合は、当該資格を有する者が業務を行うこと。
- b 照査担当者（一級建築士の資格を有する者）を別途配置すること。

ウ 設計に係る留意事項

(7) 事前調査

事業区域や周辺状況を熟知することを目的とする各種調査を必要に応じて実施すること。

(イ) 各種申請

設計者は、事業スケジュールに支障がないよう、構造計算適合性判定等の工事に伴う各種申請の手続きを実施すること。また、計画通知に必要な書類の作成を行うこと（計画通知の提出は本市が行う。）。

(ウ) 留意事項

- a 特定公園施設の設計業務は、公募設置等指針に示した要件を満たすほか、Park-PFI に関する基本協定及び本書に基づいて実施すること。
- b 特定公園施設の設計責任者は、設計業務着手時に、本市の「建設コンサルタント等業務書式集」を活用し、業務工程表、業務実施体制、設計条件、毎月の設計進捗状況の報告方法（出来高表など）を含む必要事項を記載した設計業務計画書を提出して本市の承諾を得ること。なお、設計業務計画書の内容を変更する場合は、理由を明確にした上で、その都度、本市に変更設計業務計画書を提出し承諾を得ること。
- c 設計者は、自らの責任において設計業務の進捗管理を行い、その進捗状況について、定期的に本市に報告すること。
- d 設計者は、特定公園施設の整備予定地における上下水道、電力、通信等の供給状況等について、設計に必要な範囲で調査するとともに、必要に応じて関係機関との打合せを行い、本市に報告すること。
- e 三の丸エリアの地下にはアストラムライン路線や共同溝（上水道）、地下河川（堀川）、下水道等の各種の既存施設が存在することから、地上利用箇所の限定や近接工事における配慮が必要である。認定計画提出者は、特定公園施設の整備範囲及び設計内容について、必要に応じて、関係機関との協議を行うこと。
- f 国道 54 号側に設置するバス乗降場及びタクシー乗降場、中央公園広島城三の丸駐車場（附置義務駐車場）の設計に当たっては、具体的な設置場所や車両出入口部分の処理方法等について、道路管理者（広島国道事務所）や警察との協議を行うこと。
- g 本市が別途発注する広島城三の丸歴史館の設計業務受注者及び主管課との協議に参加すること。なお、当該協議では、広島城三の丸歴史館の本体全般や外構及び衛生設備等の設計に関して、関係者間での条件提示及び調整を行う予定である。
- h 特定公園施設の設計責任者は、設計完了時に設計図書等を本市へ提出し、承諾を得ること。
- i 設計者は、特定公園施設に関する建設・譲渡契約の締結から引渡しまで、提案内容を遵守し、契約時の参考内訳書に記載された単価を準用すること。なお、要求水準に変更があった場合はこの限りではない。

エ その他必要な関連業務

上記業務のほか、必要な関連業務がある場合は適宜行うこと。なお、本市による既往調査の結果がある事項についても、認定計画提出者が追加調査を必要と判断する場合は、認定計画提出者の負担において行うこと。

(4) 特定公園施設の整備業務

ア 業務期間

- (ア) 「第1期整備エリア（遅くとも令和7年（2025年）3月31日までに供用開始）」と「第2期整備エリア（遅くとも令和8年（2026年）9月30日までに供用開始）」の供用開始時期を踏まえ、業務期間を設定すること。
- (イ) 準備工事等の着手に当たっては、工事等の内容を事前に本市に確認すること。
- (ウ) 具体的な施工期間については、協議の上で Park-PFI に関する基本協定に定めることとする。
- (エ) 認定計画提出者が、認定計画提出者の責任に帰すことのできない事由により工期の延長を必要とし、その旨を請求した場合は、延長期間を含め、本市と認定計画提出者が協議した上で、本市が対応を決定することとする。

イ 実施体制

認定計画提出者は、次に規定する特定公園施設の施工責任者及び施工担当者を配置し、組織体制と併せて業務着手前に本市に報告すること。

(ア) 特定公園施設の施工責任者の配置

認定計画提出者は、特定公園施設の整備業務全体を総合的に把握し調整を行う施工責任者を定め、業務の開始前に本市に届け出ること。特定公園施設の施工責任者を変更した場合も同様とする。

特定公園施設の施工責任者は、本事業の目的、趣旨、内容を十分踏まえた上で、次の要件を満たす者を選出すること。

- a 施工業務を一元的に管理し、取りまとめることができる者
- b 必要に応じて、本市が主催する会議や委員会に出席できる者
- c 別添資料 22 に示す定例会議（月1回程度）及び現場定例会議（月2回程度）に出席し、かつ会議の運営ができる者
- d 現場で生じる各種課題や本市からの求めに対し、的確に対応することができる者

(イ) 特定公園施設の施工担当者の配置

施工担当者は、その内容に応じ、必要な知識及び技能を有する者とし、また、法令により資格が定められている場合は、当該資格を有する者が業務を行うこと。

ウ 施工に係る留意事項

(7) 準備調査

a 地盤調査

施工者は、事業区域周辺のボーリング調査結果（別添資料 20）を参考として、必要に応じて事業区域内の地盤調査を実施し、報告書（基準点、ボーリング、サンプリング及び土質調査、サウンディング、室内土質試験、総合考察等）を作成の上、本市に提出すること。

b 敷地測量

施工者は、関係者の立会の下、敷地測量（境界確定、敷地求積図作成、真北測量、高低測量等）を行うこと。

c 既設構造物（アストラムライン）に対する近接施工への配慮

「都市部鉄道構造物の近接施工対策マニュアル（公益財団法人 鉄道総合技術研究所）」及び「土木工事設計マニュアル（中国地方整備局）」に基づき、特定公園施設の施工による既設構造物（アストラムライン）に対する変位や変形等の影響を把握し、近接程度の判定と必要な対策を講ずること。また、事前にアストラムライン事業者（広島高速交通株式会社）と協議を行い、近接施工に配慮した施工計画とすること。

d 公園利用者への配慮

三の丸に続く堀外周の園路は散策やジョギングコースとして使われているほか、三の丸は御門橋を介して二の丸へのアクセス動線としても使われている。そのため、施工計画に当たっては公園利用者の安全確保に配慮するとともに、必要に応じて通行制限を行うなど安全対策を講ずること。

e 整備エリアの分割（2 段階整備）を踏まえた施工条件への配慮

「1 総則（1）基本事項」に示した整備エリアの分割（2 段階整備）の考え方を踏まえ、本市が想定する工事車両の動線及び作業ヤードの確保、工事車両の動線部分の仮舗装の整備、工事範囲の仮囲いの設置、交通誘導員の配置等の考え方を参考とし、工事期間中の公園利用者の安全確保並びに各施設の供用（営業）開始時期に留意した施工計画とすること。

f その他

特定公園施設の施工責任者は、設計及び施工に当たって必要な調査を実施する場合は、調査着手前に調査計画書を作成し、本市に提出すること。

現地作業を伴う調査を実施する際は、特定公園施設の工事監理責任者又は施工監理責任者若しくは工事監理担当者又は施工監理担当者を適切に配置すること。

(イ) 近隣調整

- a 着工に先立ち、必要な調査を十分に行い、騒音、振動等の近隣の生活環境に与える影響を考慮し、状況に合わせ近隣対応を実施すること。また、工事に伴う影響を最小限に抑えるための工夫を行うこと。
- b 工事中は周辺からの苦情などが発生しないよう十分注意するとともに、万一、苦情などが発生した場合には、本市に報告するとともに特定公園施設の施工責任者又は施工担当者を窓口として、適切に対応すること。
- c 隣接する建物、道路及び公共施設等に損傷を与えないよう十分留意し、万一、工事中に汚損、破損させた場合には、本市に報告するとともに認定計画提出者の負担において補修等を行うこと。
- d 工事により周辺地域に水枯れなどの被害が発生しないよう留意するとともに、万一発生した場合には、認定計画提出者の責任において対応すること。
- e 敷地境界については、隣接地権者の立会いの下、十分な確認を行い、引照点を取って復元すること。
- f 近隣への対応について、事前及び事後にその内容及び結果を本市に報告すること。

(ウ) 施工計画書の提出

特定公園施設の施工責任者は、着工前に施工計画書を作成し、特定公園施設の工事監理責任者及び施工監理責任者の承認を得た上で、本市に提出すること。

(エ) 施工中の留意事項

a 工程表の作成

施工者は、次に示す施工業務に関する工程表を適切な時期に本市に提出すること。

- ・全体実施工程表
- ・月間工程表
- ・週間工程表
- ・工種別工程表
- ・生産計画工程表

b 各種図面の作成

施工者は、総合図、製作図、施工図、完成図等を作成すること。

c 仮設計画図の作成

施工者は、全体の仮設計画図（仮囲い等）及び工種ごと（掘削時、荷揚げ時など）の仮設計画図を作成すること。

d 工事状況の説明・報告

- ・施工者は、工事状況を本市に毎月報告するほか、必要に応じ工事の事前説明及び事後報告を行うこと。
- ・本市は、いつでも工事現場における施工状況や工事の進捗状況の確認を行うことができるものとする。

e 工事により発生する廃材、廃棄物、建設発生土等の処理

- ・施工者は、工事から発生した廃棄物等について、法令等に定められたとおり適切に処理すること。
- ・施工者は、工事により発生する廃材等については、積極的に再利用できるようにすること。

f 資機材の先行発注

施工者は、工事着工に先立ち資機材を発注する場合は、発注しようとする資機材の内容について、原則として発注する 7 日前までに本市に提出し確認を受けること。

g 作業日・作業時間の遵守

工事の作業日・作業時間については、以下の考え方を目安とするが、工事着手前に、本市や近隣等に確認・調整を行い、対応を決定するものとする。

- ・作業時間は、概ね午前 8 時から午後 6 時までを基本とする。
- ・大きな騒音・振動を伴う作業は、午前 9 時から午後 5 時までとし、事前に近隣に周知、連絡するなど、十分配慮して行うこと。
- ・土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始休暇（12 月 29 日～1 月 3 日）及び 8 月 6 日は休日とする。やむを得ず作業を行う場合は、休日作業承諾願いを本市に提出し、承諾を得ること。なお、休日作業に当たっては、本市と協議の上、極力音の出る作業を行わないこととし、近隣へ事前に周知、連絡するなど十分配慮すること。
- ・「広島市週休 2 日工事試行要領」については、対象外とする。

h 工事車両の通行に係る安全管理

- ・工事車両計画は、工事の各段階において、近隣地域等の安全を十分確保した計画とし、事前に本市との協議・調整を行うこと。
- ・工事車両の通行については、あらかじめ周辺道路の状況を把握し、事前に道路管理者等との打合せを行い、運行速度や適切な交通誘導員の配置、案内看板の設置、道路の清掃など十分に配慮すること。
- ・交通誘導員は工事車両の出入口ごとに少なくとも 1 名配置すること。また主要資材搬入時など、特に工事車両の運行量が増加する場合は、1 名以上追加配置し、安全管理を徹底すること。

- ・工事車両は事業区域内に駐車すること。ただし、事業区域内に駐車できない場合は、適切な駐車場を確保すること。

i 工事現場の管理等

- ・現場事務所を設置し、作業時間中は現場職員を1名以上常駐させるとともに、作業期間中はいつでも連絡が取れる状態にすること。
- ・建設工事を実施する範囲を仮囲いで確実に区画し、区画外に建築資材の仮置きや駐車をしないようにすること。
- ・周辺地域の環境に配慮して、作業環境の改善、作業現場の美化等に努めること。
- ・夜間等における不法侵入を防止するなど、工事範囲内の保守管理を行うこと。

j 工事用電力等

- ・工事用電力は原則として認定計画提出者が電力会社と個別に契約し、外部から引き込むこと。ただし、それにより難しい場合は本市と協議すること。
- ・工事用通信回線は認定計画提出者が通信業者と個別に契約し、外部から引き込むこと。ただし、それにより難しい場合は本市と協議すること。
- ・工事用給排水は原則として認定計画提出者が水道局等と個別に契約し、外部から引き込むこと。ただし、それにより難しい場合は本市と協議すること。

k 施工中の安全管理

- ・施工中は、「建築工事安全施工技術指針」、「建設工事公衆災害防止対策要綱建築工事編」等に従い、常に工事の安全に留意して現場管理を行い、災害及び事故の防止に努めること。また、同指針等に従うだけでなく、第三者災害の防止対策を事前に十分に検討の上、実施すること。
- ・施工中の公園利用者及び事業区域周辺の歩行者等の安全確保に特に留意すること。
- ・第三者災害防止対策として、適切な安全誘導員や警備員の配置、工事作業員の新規入場者教育、現場安全パトロールの実施などを徹底し、工事によるトラブルや事故が起きないように努めること。
- ・火気の使用や溶接作業等を行う場合は、火気の取扱いに十分注意するとともに、適切な消火設備、防災シート等を設けるなど、火災の防止措置を講ずること。
- ・シンナー等の薬品の管理については、工事現場、倉庫などでの保管を厳重に行い、また、車両に積載した状態でその場を離れる場合は、盗難防止措置を講ずること。

- ・工事現場の安全管理において、電気、ガス、給排水、その他危険箇所等の巡視を定期的の実施し、本市に報告すること。

エ 備品等の設置

各種什器備品の製作及び設置は、工事に併せて行うこと。認定計画提出者は、購入予定の備品等リストを作成し、事前に本市の承認を得ること。

オ 施工完了後

(7) 特定公園施設の施工責任者及び施工担当者による完了検査

- a 機器や器具、備品などの試運転や検査を実施すること。
- b 完了検査及び機器や器具、備品などの試運転、検査については、それらの実施日の14日前に、特定公園施設の工事監理責任者及び施工監理責任者並びに本市に書面で通知すること。
- c 本市は、特定公園施設の施工責任者及び施工担当者が実施する完了検査及び、機器などの試運転等に立ち会うことができるものとする。
- d 特定公園施設の施工責任者及び施工担当者は、特定公園施設の工事監理責任者及び施工監理責任者並びに本市に対し、完了検査及び機器などの試運転等の結果を検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添えて報告すること。

(4) 本市による完成確認

本市は、特定公園施設の施工責任者及び施工担当者による完了検査、試運転等の終了後、施設について、以下の方法により完成確認を実施するものとする。

- a 本市は、特定公園施設の施工責任者及び施工担当者の立会いの下で完成確認を実施するものとする。
- b 特定公園施設の施工責任者及び施工担当者は、機器、器具、備品の取扱いに関する本市への説明を実施すること。
- c 本市は、公募設置等指針、本書及び認定計画提出者の提案内容を逸脱していないことを確認し、合格であると判定すれば、完成確認通知書を発行する。
- d 認定計画提出者は、この完成確認通知書を受領した後、完了図書とともに特定公園施設を本市に引き渡すこと。完了図書は、設計図書等一覧(別添資料23)に定めるとおりとする。

(5) 再検査

特定公園施設の施工責任者及び施工担当者は、本市による完成確認の結果が不合格となった場合は、本市の指示に従って是正、手直し等を行い、再度確認を受けること。

(I) 施工業務完了手続き

特定公園施設の施工責任者及び施工担当者は、本市による完成確認後、遅滞なく建築基準法第7条第5項及び第7条の2第5項に規定する検査済証、引継書を本市に提出するとともに、必要となる諸手続を完了すること。また、認定計画提出者は、業務完了後速やかにコリンズ登録を行うこと。

(5) 特定公園施設の工事監理業務

ア 業務期間

「第 1 期整備エリア（遅くとも令和 7 年（2025 年）3 月 31 日までに供用開始）」と「第 2 期整備エリア（遅くとも令和 8 年（2026 年）9 月 30 日までに供用開始）」の供用開始時期を踏まえ、業務期間を設定すること。

イ 実施体制

認定計画提出者は、次に規定する特定公園施設の工事監理責任者及び施工監理担当者を配置し、組織体制と併せて業務着手前に本市に報告すること。工事監理責任者と施工監理責任者との兼務を認めるが、特定公園施設の工事監理業務については、整備業務を行う者以外が担うものとする。

(7) 特定公園施設の工事監理責任者の配置

特定公園施設の工事監理責任者は、本事業の目的、趣旨、内容を十分踏まえた上で、次の要件を満たす者を選出すること。

- a 建築工事の工事監理業務を一元的に管理し、取りまとめることができる者
- b 別添資料 22 に示す定例会議（月 1 回程度）及び現場定例会議（月 2 回程度）に出席し、かつ、会議の運営ができる者
- c 現場での各種立会いを実施し、その施工状況及び品質について適切な判断ができる者
- d 必要に応じて、本事業に関して本市が主催する会議や委員会に出席できる者
- e 現場で生じる各種課題や本市からの求めに対し、的確に対応することができる者

(4) 特定公園施設の施工監理責任者の配置

特定公園施設の施工監理責任者は、本事業の目的、趣旨、内容を十分踏まえた上で、次の要件を満たす者を選出すること。

- a 土木工事の施工監理業務を一元的に管理し、取りまとめることができる者
- b 「(7) 特定公園施設の工事監理責任者の配置」 b から e を満たす者

(5) 特定公園施設の工事監理担当者及び施工監理担当者の配置

必要に応じて、工事監理責任者及び施工監理責任者を補佐する工事監理担当者及び施工監理担当者を配置すること。特定公園施設の工事監理担当者及び施工監理担当者は、その内容に応じ、必要な知識及び技能を有する者とし、また、法令により資格が定められている場合は、当該資格を有する者が業務を行うこと。

ウ 工事監理に係る留意事項

(7) 業務計画書の提出

特定公園施設の工事監理責任者及び施工監理責任者は、工事監理業務着手時に、本市の「建設コンサルタント等業務書式集」を活用し、業務工程表、業務実施体制、工事監理条件、毎月の工事監理進捗状況の報告方法（出来高表など）などの必要事項を記載した工事監理業務計画書を提出して本市の承諾を得ること。なお、工事監理の方法に変更の必要が生じた場合、本市と協議すること。

(4) 設計図書の内容の把握

- a 特定公園施設の工事監理責任者及び施工監理責任者は、設計図書の内容を把握し、設計図書に明らかな矛盾、誤謬、脱漏、不適切な納まりなどを発見した場合には、本市に報告し、特定公園施設の設計責任者に確認すること。
- b 特定公園施設の工事監理責任者及び施工監理責任者は、特定公園施設の施工責任者等から工事に関する質疑書が提出された場合、設計図書に定められた品質（形状、寸法、仕上がり、機能、性能などを含む。）確保の観点から技術的に検討し、必要に応じて本市及び設計責任者に確認の上、回答を特定公園施設の施工責任者等に通知すること。

(5) 設計図書に照らした施工図などの検討及び報告

- a 特定公園施設の工事監理責任者及び施工監理責任者は、設計図書の定めにより、特定公園施設の施工責任者等が作成し、提出する施工図（現寸図・工作図などをいう。）、材料、製作見本、見本施工などが設計図書などの内容に適合しているか検討し、本市に報告すること。また、施工図の検討をより効率的に行うために、特定公園施設の施工責任者が作成する総合図についても検討すること。
- b 特定公園施設の工事監理責任者及び施工監理責任者は、設計図書の定めにより、特定公園施設の施工責任者等が提案又は提出する工事材料、設備機器（当該工事材料、設備機器などに係る製造者及び専門工事業者を含む。）、それらの見本が設計図書の内容に適合しているかについて検討し、本市に報告すること。

(6) 施工と設計図書との照合及び確認

特定公園施設の工事監理責任者及び施工監理責任者は、特定公園施設の施工責任者等の行う施工が設計図書の内容に適合しているかについて、対象工事に応じた合理的方法により確認し、本市に報告すること。併せて、建築基準法及び建築士法による工事監理者並びに建設業法による監理技術者として必要な法手続等を行うこと。

(オ) 設計図書の内容に適合していることが確認できない場合の措置

- a 特定公園施設の工事監理責任者及び施工監理責任者は、施工や施工図などが設計図書の内容に適合していることが確認できない場合、直ちに特定公園施設の施工責任者等に対してその旨を指摘するとともに、特定公園施設の施工責任者等に対し補修を求めるべき事項等を検討し、本市に報告すること。なお、特定公園施設の施工責任者等の行う施工が設計図書の内容に適合していない場合は、特定公園施設の施工責任者等に対し直ちに補修を指示し、その旨を本市に報告すること。
- b 特定公園施設の施工責任者等が必要な補修等を行った場合は、これを確認し、その内容を本市に報告すること。なお、設計図書のとおりに補修できない場合には、特定公園施設の施工責任者等があらかじめ書面で報告し、特定公園施設の工事監理責任者及び施工監理責任者はそれに係る必要な事項を検討し、本市及び特定公園施設の施工責任者等と協議すること。

(カ) 工事監理状況の報告

- a 特定公園施設の工事監理責任者及び施工監理責任者は、工事監理の状況を記録した工事監理業務報告書を、本市に提出し確認を受けること。
- b 特定公園施設の工事監理責任者及び施工監理責任者は、毎月の工事監理業務の進捗状況を翌月の5日（ただし、連続した休日等の場合は翌日とする。）までに、監理月報により本市に報告すること。
- c 特定公園施設の工事監理責任者及び施工監理責任者は、特定公園施設の施工責任者等が提出する工事履行報告書の内容について、その内容が適切であることを確認し、結果を本市に報告すること。
- d 特定公園施設の工事監理責任者及び施工監理責任者は、業務完了の通知を行うまでに、業務完了報告書及びその他書類等（工事監理報告書）を本市に提出すること。

(キ) 各施工段階における検査の方法

各施工段階における検査については、次の確認方法とする。なお、材料検査及び製品検査は、原則として現場にて確認すること。現場検査が困難な場合は、工場検査又は書類検査による確認とする。

- a 特定公園施設の工事監理責任者及び施工監理責任者は、試験、目視、計測の各行為の現場立会いによる確認を行う。
- b 特定公園施設の工事監理責任者及び施工監理責任者は、特定公園施設の施工責任者等が行った試験、目視、計測の結果を記した書面による確認を行う。

- c 特定公園施設の工事監理責任者及び施工監理責任者は、工事に使用する材料及び製品の品質数量等について検査し、不合格品については、遅滞なく場外に搬出させ、本市に報告する。
- d 検査について、「第1 総則 4 遵守すべき法令等」を参考に、建築工事は建築に関する仕様書、土木工事については土木に関する仕様書に基づき実施すること。

(㌘) 定例会議の運営業務

特定公園施設の工事監理責任者及び施工監理責任者は、本市、特定公園施設の設計責任者、特定公園施設の施工責任者、公募対象公園施設の設計及び施工責任者を含めた定例会議を月1回開催すること。また、特定公園施設の施工責任者及び施工担当者、公募対象公園施設の設計及び施工責任者と実施する月2回程度の現場定例会議を運営し、その結果を定例会議議事録に取りまとめること。

(㌙) 監理に係るその他業務

特定公園施設の工事監理責任者及び施工監理責任者は、完成図等が現場と整合していることを確認すること。必要に応じて、整備業務における完成図作成の指導を行うこと。

第5 指定管理業務に関する要求水準

1 総則

(1) 基本的事項

ア 業務範囲

指定管理業務の業務範囲及び対象施設は、広島城区域に係る公の施設とする。

イ 指定管理期間

指定管理期間は、観光バス駐車場（中央公園バス駐車場）の供用開始日である令和5年（2023年）4月1日から、公募設置等計画の認定の有効期間の終期である令和25年（2043年）12月末までとする。なお、対象施設によって業務開始時期が異なることに留意すること。

詳細は、「2 維持管理業務」及び「3 運営業務」に示す各業務の業務期間を確認すること。

ウ 業務の区分

(ア) 維持管理業務

- a 特定公園施設（三の丸）及び本丸、二の丸用地の維持管理業務
- b 広島城三の丸歴史館の維持管理業務
- c 広島城（天守閣）の維持管理業務
- d 二の丸復元建物の維持管理業務
- e 附置義務駐車場（中央公園広島城三の丸駐車場）の維持管理業務
- f 観光バス駐車場（中央公園バス駐車場）の維持管理業務

(イ) 運営業務

- a 特定公園施設（三の丸）及び本丸、二の丸用地の運営業務
- b 広島城三の丸歴史館の運営業務
- c 広島城（天守閣）の運営業務
- d 二の丸復元建物の運営業務
- e 附置義務駐車場（中央公園広島城三の丸駐車場）の運営業務
- f 観光バス駐車場（中央公園バス駐車場）の運営業務

(ロ) 自主事業

- a ミュージアムショップの運営
- b 観光バス駐車場（中央公園バス駐車場）における予約システムの導入
- c イベントの主催・運営

(ハ) エリアマネジメント業務

(ニ) その他

(2) 業務の基本的な考え方

認定計画提出者は、本事業区域の指定管理者として、公募設置等指針、指定管理業務に関する基本協定及び年度協定（事業計画書及び収支予算書を含む。）、本書に基づき管理・運営を行うこと。

年度協定の一部である事業計画書及び収支予算書は、統括管理業務における年度マネジメント計画書とともに、毎年度、指定管理業務開始の 30 日前までに提出し、当該業務の開始前に本市の承認を得ること。

次の各項目に留意して円滑に実施すること。なお、本市は公園管理者として、必要に応じて指定管理者（認定計画提出者）に対して指示等を行う。

- ア 地方自治法や広島市公園条例、広島城条例、広島城三の丸歴史館条例などの内容を十分に理解し、法令の規定に基づいた運営を行うこと。
- イ 広島市個人情報保護条例の規定に基づき、個人情報の保護を徹底すること。
- ウ 本指定管理業務に関し保有する情報について、広島市情報公開条例の趣旨にのっとり、本市が情報公開を行う場合と同様、広く公開に努めること。
- エ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づき、本市が定める障害を理由とする差別の解消の推進に関する広島市職員対応要領を踏まえ、障害者に対する不当な差別的取扱いをすることなく、合理的な配慮に努めること。
- オ 公の施設であることを常に念頭に置いて、公平な管理運営を行うこととし、特定の団体等に有利あるいは不利になる運営をしないこと。
- カ 日常的なにぎわいの創出及び利用者が快適に過ごすことのできる維持管理に努めること。
- キ 利用者の意見を管理・運営に反映させ、利用者の満足度を高めていくこと。
- ク 事業区域内において事故等が発生した場合は、所轄の警察署や消防署等の関係機関に速やかに連絡するとともに、本市に対しても速やかに報告すること。
- ケ 省エネルギーに努めるとともに、廃棄物の発生を抑制するなど、環境に配慮した管理を行うこと。
- コ 本市と密接に連携を図りながら管理・運営を行うこと。
- サ 指定管理者（認定計画提出者）は、本市による新たな取組、規定改正、調査、施設の現状変更などの実施に当たり、協力を要請された場合は、迅速かつ誠実に対応すること。
- シ 指定管理者（認定計画提出者）は、指定管理業務の実施状況を記録した業務日誌を作成し、一定期間保管し、本市の求めがあったときには閲覧に供すること。

(3) 実施体制

ア 人員配置

- (ア) 各業務を実施するために必要な業務執行体制を確保するとともに、労働基準法を遵守し、管理・運営を効率的に行うための業務形態に合った適切な人数の職員を配置すること（別添資料 22）。
- (イ) 配置人員は 17 名を標準とし、指定管理業務全体を統括する業務責任者並びに業務区分ごとの責任者及び担当者を配置すること。なお、人員配置における業務区分は、主に「総務」、「企画・広報」、「公園管理」、「建物管理」を想定するが、当該区分の変更を含めて指定管理者（認定計画提出者）の提案に委ねるものとする。
- (ウ) 指定管理業務全体を統括する業務責任者は、広島城三の丸歴史館の副館長を兼務すること。なお、館長は別途、学芸事業者から選定する。
- (エ) 現金管理や会計処理などの事務処理を適切に行うことができる者（事務職）を配置すること。
- (オ) 企画立案力や交渉力、実務経験、幅広い人脈などを有する者（企画担当職）を配置すること。
- (カ) 職員の勤務体制は、施設の管理・運営に支障がないように配慮するとともに、利用者の要望に応えられるものにする。
- (キ) 配置人員のうち、監督的な地位にある者で、防火管理者の資格を有する者 1 名を必置とする。

イ 現地への常駐について

- (ア) 指定管理者（認定計画提出者）は、広島城三の丸歴史館の開館時間の間、業務責任者又は各業務区分の責任者のいずれか 1 名以上常駐させること。ただし、夜間にイベントが開催される場合など、必要に応じて広島城三の丸歴史館の閉館時間の間についても職員を駐在させること。
- (イ) 常駐する職員は、広島城三の丸歴史館に併設予定である公園管理事務所（本事業の整備対象外）で業務を行うこと。なお、広島城三の丸歴史館の供用開始までの期間は、指定管理者（認定計画提出者）が設置する仮設の公園管理事務所で業務を行うこと。詳細は「(11) 指定管理業務に係る留意事項」を確認すること。
- (ウ) 業務責任者は、都市公園の管理について豊富な実務経験を有し、利用者からのクレームに対しても迅速かつ丁寧に対応し、所属職員を的確に指揮監督する能力を有する者とする。

ウ 研修等の実施

職員の資質の向上を図るため、次の点に従った研修等を実施するとともに施設の管理・運営に必要な知識と技術の習得に努めること。

- (ア) 利用者に対し、常に適切な接遇及び接客態度を心掛けること。
- (イ) 施設の管理に必要な接遇や経理事務の研修を実施し、職員に受講させること
- (ウ) 本事業で作成する「管理・運営マニュアル」を基に、緊急時対策（防犯・防災対策など）について職員を指導すること。
- (エ) 事故が生じた場合は速やかに本市に報告し、適正に対応すること。
- (オ) 個人情報の保護について、広島市個人情報保護条例を遵守するよう、職員に周知・徹底を図ること。
- (カ) 勤務条件については、労働関係法令を遵守すること。
- (キ) 史跡広島城跡の文化財としての重要性を認識し、職員に対して史跡の管理に関する研修の実施並びにマニュアルの作成・配布を行うなど、文化財保護法等に係るコンプライアンスを確保すること。

(4) 利用料金の設定等

ア 利用料金の設定

指定管理者（認定計画提出者）は、以下の施設について、広島市公園条例、広島城条例及び広島城三の丸歴史館条例に定める額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の範囲内で、市長の承認を得て、利用料金を設定すること。なお、利用料金収入は指定管理者（認定計画提出者）の収入とする。

施設	利用料金
特定公園施設（三の丸）及び本丸、二の丸用地	・ 行為の許可に関する料金
広島城三の丸歴史館	・ 広島城三の丸歴史館の展示観覧料 ・ 広島城三の丸歴史館の多目的室使用料
広島城（天守閣）	・ 広島城（現天守閣）の観覧料
附置義務駐車場（中央公園広島城三の丸駐車場）	・ 附置義務駐車場（中央公園広島城三の丸駐車場）の利用料金
観光バス駐車場（中央公園バス駐車場）	・ 観光バス駐車場（中央公園バス駐車場）の利用料金

イ 利用料金の減免

利用料金の減免について、減免基準を作成し、市長の承認を得ること。

ウ 利用料金の返還

利用料金の返還について、返還基準を作成し、市長の承認を得ること。

(5) 「管理・運営マニュアル」の作成

指定管理者（認定計画提出者）は、指定管理業務における維持管理業務及び運営業務に関する「管理・運営マニュアル」を作成すること。作成に当たっては、本市の確認を受けること。

「管理・運営マニュアル」の作成に当たっては、本市及び学芸事業者と十分に協議した上で取りまとめること。

(6) 「危機管理マニュアル」の作成

指定管理者（認定計画提出者）は、事業区域における災害、事故、犯罪の発生に対し、利用者等の安全確保に努めるため、緊急時の利用者等の避難誘導や安全確保及び被害状況や対応状況等について本市を含む関係機関への通報・報告要領等について、事前に本市と協議の上、マニュアルを作成すること。

(7) 管理・運営に関連して指定管理者（認定計画提出者）が行う業務

ア 業務報告書等の提出

(7) 業務報告書（月ごと）の提出

指定管理者（認定計画提出者）は、毎月、業務報告書を作成し、本市に提出すること。

(イ) 年度業務報告書及び収支決算書（年度ごと）の提出

指定管理者（認定計画提出者）は、毎年度終了後速やかに年度業務報告書及び収支決算書を作成し、本市に提出し、本市の承認を得ること。

イ 利用者ニーズ把握のための調査等業務

指定管理者（認定計画提出者）は、利用実態を分析するための基礎データを収集するとともに、利用者のニーズを把握するためのアンケート調査等を実施すること。

ウ イベント等の企画、開催

指定管理者（認定計画提出者）は、指定管理業務（運営業務及び自主事業）の一環として、以下に示すイベントや企画展示等を企画し、誘致又は自らの主催により開催すること。

イベント等の実施場所・頻度は、以下の内容を満たすものとし、詳細は「3 運営業務 (1) 特定公園施設（三の丸）及び本丸、二の丸用地の運営業務」及び「3 運営業務 (2) 広島城三の丸歴史館の運営業務」を確認すること。

イベントの実施内容・頻度等

エリア	場所、施設	実施内容・頻度
全域	任意の場所	歴史・伝統文化に親しむイベントの開催（適宜）
三の丸	特定公園施設（多目的広場等）	多目的広場の利用促進のためのイベント（適宜）
	広島城三の丸歴史館	ポップカルチャーと連携した企画展示（年1回以上）
本丸	本丸用地	任意
	広島城（天守閣）	
二の丸	二の丸用地	
	二の丸復元建物	

※学芸事業者及び本市が主催するイベントを除く。

エ 自己評価の実施

指定管理者（認定計画提出者）は、利用者等からの意見や満足度などを聴取し、自己評価を行うこと。

オ 本市が実施する業務への協力

指定管理者（認定計画提出者）は、本市の求めに応じ、可能な限り本市が実施する業務に協力すること。

(8) モニタリング及び実績評価

ア モニタリングの実施

本市は、指定期間中にモニタリング及び実績評価を実施する。

イ 実績評価の実施

本市は、指定管理者（認定計画提出者）が公募設置等計画及び事業計画書に基づき提供する業務の水準を確認するため、業務実施状況の評価を行う。

ウ 業務の基準を満たしていない場合の措置

実績評価の結果、指定管理者（認定計画提出者）の業務が基準を満たしていないと判断した場合、本市は指定管理者（認定計画提出者）が必要な改善措置を講ずるよう通知や是正通告を行い、それでも改善が見られない場合、指定を取り消すことがある。

(9) 管理者の変更に伴う引継ぎ

指定管理者（認定計画提出者）は、原則、管理者変更の3か月前から管理者変更の前日までの間に、以下の施設の業務内容等について引継ぎを受けること。

＜現指定管理者から引継ぎを受ける施設＞

施設	現指定管理者	市所管課
中央公園（広島城区域）	公益財団法人広島市 みどり生きもの協会	都市整備局 緑化推進部 緑政課
広島城（天守閣）、 二の丸復元建物	公益財団法人広島市 文化財団	市民局 文化スポーツ部 文化振興課

(10) 指定管理者に係る権限

ア 行為の許可等

本事業では、中央公園（広島城区域）における行為の許可、行為の制限、行為許可の取り消しの権限並びに広島城（天守閣）及び広島城三の丸歴史館における使用の許可、使用の制限、入館・入場の制限、使用許可の取り消しの権限を指定管理者に付与する予定である。行為許可等の申請の受付、適否の判断を行い、適切に許可等を行うこと。また、広告物の占用許可申請の受付、本市への送付などを行うこと。

イ 利用の禁止又は制限

公園若しくは建物の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合、公園若しくは建物に関する工事のためやむを得ないと認められる場合、その他管理上必要があると認められる場合においては、指定管理者（認定計画提出者）は、市長の許可を得て、区域を定めて公園若しくは建物の利用を禁止し、又は制限することができる。

(11) 指定管理業務に係る留意事項

ア 史跡広島城跡の適切な保存について

史跡広島城跡の文化財としての重要性を十分認識し、文化財保護法を遵守するとともに、史跡広島城跡保存活用計画（今後策定予定）等を踏まえ、指定管理業務を実施すること。

イ 広島城（天守閣）の閉館について

広島城（天守閣）は、令和元年度の「広島城天守閣耐震診断調査」において大規模の地震（震度 6 強から 7 程度）の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いとの結果が示されている。

本市では、天守の木造復元を目指す調査検討を進め、広島城（天守閣）の展示・収蔵機能を、新たに整備する広島城三の丸歴史館に移設・拡充することとしている。機能移転後の広島城（天守閣）については耐震改修は行わず、令和 7 年度（2025 年度）後半に閉館を予定している。また、広島城（天守閣）の閉館後は来訪者の入館は行わず、管理運営に係る業務の一部については指定管理者（認定計画提出者）の業務範囲から除外する予定である。

ウ 仮設の公園事務所の設置について

本市が整備する広島城三の丸歴史館に、公園施設の利用案内や利用申込受付などに従事する職員が常駐する公園管理事務所を設置することとしている。

指定管理者（認定計画提出者）は、指定管理業務の実施に当たって、広島城三の丸歴史館（公園管理事務所）が供用開始となるまでの間、広島城区域の各施設の管理運営のほか、利用者の利便性向上のために仮設の公園管理事務所（以下「仮設事務所」という。）を設けること。なお、仮設事務所を特定公園施設として整備することは、限られた空間を有効活用する観点から効率的ではないため、認めない。仮設事務所の設置場所は事業対象地内に限定しないが、緊急時の対応、各施設の維持管理・運営業務等に支障が生じないよう配慮すること。

公募対象公園施設を仮設事務所と兼ねて使用する場合は、仮設事務所の業務のために使用する面積（仕切り等により明確に区分できる場合に限る。）については、設置許可に係る使用料の全額を免除するものとする（当該公募対象公園施設の近隣に仮設事務所専用の屋外駐車場を設けることは認めない。）。

2 維持管理業務

公園施設の維持管理は、本書に示す内容を満たすとともに、「公園緑地等維持管理標準仕様書」（広島市都市整備局緑化推進部）及び「道路・公園緑化ガイドライン」（広島市都市整備局緑化推進部）に準じて実施すること。また、建築物及びその附帯施設の維持管理については、「建築保全業務共通仕様書」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）を参考とし、業務を履行すること。

なお、本書に記載のない事項については、都市公園法、建築基準法、文化財保護法及び博物館法等の関連法令を遵守して業務を行うこと。

(1) 特定公園施設（三の丸）及び本丸、二の丸用地の維持管理業務

ア 業務期間

業務期間は、特定公園施設（三の丸）及び本丸、二の丸用地の供用開始日又は指定管理業務の開始日から公募設置等計画の認定の有効期間の終期である令和25年（2043年）12月末までとする。

なお、特定公園施設（三の丸）のうち、第1期整備エリアに整備するタクシー乗降場、附置義務駐車場及び公衆トイレについては、遅くとも令和7年（2025年）3月31日までに供用開始すること。また、第2期整備エリアに整備するその他の特定公園施設については、遅くとも令和8年（2026年）9月30日までに供用開始すること。

バス乗降場を第1期整備エリアに整備する場合は、バス乗降場の供用開始を令和7年度以降とする提案を可能とする。ただし、遅くとも令和8年（2026年）9月30日までに供用開始すること。

本丸、二の丸用地の指定管理業務の開始日は、遅くとも令和7年（2025年）3月31日までとすること。

イ 業務の場所及び対象施設

業務の場所及び対象施設は以下のとおりである。

特定公園施設（三の丸）及び本丸、二の丸用地の維持管理業務の対象施設

エリア	業務の場所	対象施設
三の丸	特定公園施設の整備対象区域の全体	・ 特定公園施設（※1※2）
本丸及び二の丸	本丸、二の丸用地（堀・公衆トイレ含む）の全体	・ 公園施設（園路、植栽、公衆トイレ、休憩所、園路照明等） ・ 堀（堀川）（※3） ・ 堀川浄化設備（※3） ・ 石垣（城壁、内堀壁）

※1 特定公園施設のうち、中央公園広島城三の丸駐車場は「(5) 附置義務駐車場（中央公園広島城三の丸駐車場）の維持管理業務」にて実施する。

※2 特定公園施設の整備対象区域において、特定公園施設の整備後においても既存の公園施設が残置する場合は、既存の公園施設も業務の対象施設に含む。

※3 堀（堀川）及び堀川浄化設備は、一部、広島城区域外を含む。詳細は、河川区域図（別添資料 7）を確認すること。

ウ 基本的な考え方

- (ア) 広島城跡は史跡であるとともに、中央公園の一角でもあり、都心に位置するまとまったオープンスペースとしての役割も果たしている。そのため、公物管理の視点にとどまらず、広島城の歴史を継承する史跡としてふさわしい良好な衛生環境、美観の維持に心掛けるとともに、都市公園として快適な空間を保つために必要な維持管理業務を行う。
- (イ) 現行の維持管理水準（別添資料 27）と同等以上の水準とするほか、各業務の要求水準を満たすこと。
- (ウ) 指定管理者（認定計画提出者）において民間事業者のノウハウを最大限に生かし、来訪者の満足度向上を図ること。

エ 業務内容

- (ア) 施設管理
- (イ) 警備
- (ウ) 清掃
- (エ) 植物管理
- (オ) 備品管理

オ 要求水準

(ア) 施設管理

a 点検・保守管理

【全般】

- ・公園施設（園路・園地・多目的広場の舗装、公園照明、案内板、ベンチ、公衆トイレ、休憩所、その他工作物等）の日常的な点検を行い、仕上げ材等の浮き、ひび割れ、はがれ、かび等の発生及び園路・園地の陥没等がない状態を維持し、かつ美観を維持すること。
- ・設備の性能、機能保持のため、法定点検等を適切に実施すること。その際、必要な部品、消耗品等の更新を行うこと。
- ・消防法の規定に基づき、点検報告書を所轄消防署へ提出又は提示する義務のある設備（自動火災報知設備、消火器等）について点検を行うこと。
- ・必要な資格、知識及び豊富な経験、技能を有する者がそれぞれ保守管理を行うこと。

【建築物及び建築設備（公衆トイレ、休憩所）】

- ・建築基準法第 12 条第 2 項及び第 4 項に定める建築物及び建築設備の劣化状況の点検を行い、本市に報告すること。

【堀川浄化設備】

- ・堀川浄化設備の点検は、国土交通省の「機械設備点検整備共通仕様書」及び「排水機場設備点検・整備指針」に準拠して行うこと。点検の結果、設備及び施設に異常が認められる場合は、速やかに本市へ報告すること。

【その他】

- ・本丸及び二の丸エリア内の遺構、石垣については、異常等の発生を確認した場合、速やかに本市に報告し、対応を協議すること。
- ・事業開始当初に、既存の公園施設等の仕上げ材等の浮き、ひび割れ、はがれ、かび等の発生及び園路・園地の陥没等がある場合は、本市と協議の上、対応を検討する。

b 応急の修繕

- ・指定管理者（認定計画提出者）は、施設、設備等が破損し、直ちに修繕を行う必要がある場合は、早急に修繕方法の検討を行い応急の修繕を実施すること。
- ・修繕の実施に当たっては、一件当たり 100 万円未満の費用を要する修繕については指定管理者（認定計画提出者）が、一件当たり 100 万円以上の費用を要する修繕については本市が、それぞれ負担する。

c 計画的な修繕

- ・指定管理者（認定計画提出者）は、施設、設備等が破損、損壊又は老朽化した場合で、安全又は管理・運営上、次年度以降の計画的な修繕により対応可能なものについては、原則として毎年 1 回、本市が別途指示するときに、修繕項目、修繕内容、修繕方法、金額、優先順位等を整理し、本市に報告すること。
- ・本市は、前記の結果を基に計画的に実施する修繕項目を選定し、本市及び指定管理者（認定計画提出者）は、予算の範囲内において、次による区分により、次年度以降に修繕を実施するものとする。
- ・一件当たり 100 万円以上の費用を要する修繕において、指定管理者（認定計画提出者）が修繕することがより効率的であると認められるものについては指定管理者（認定計画提出者）が、その他については本市が実施することとし、費用負担についてはいずれも本市が負担するものとする。
- ・一件当たり 100 万円未満の費用を要する修繕は、指定管理者（認定計画提出者）が実施する。

d 災害に伴う修繕の費用負担

- ・台風、豪雨、降雪、地震等の災害により発生した被害に対する修繕については、本市の費用負担とする。なお、災害により発生した被害に対する修繕を実施しようとする場合は、あらかじめ本市と協議すること。

e 修繕内容の記録

- ・指定管理者（認定計画提出者）は、修繕を実施した場合は、次回の修繕方法や修繕時期を検討するための参考とするため、修繕の内容や修繕箇所の写真を記録すること。また、それらの記録については、年度業務報告書の提出と併せて本市に提出すること。

(4) 警備

指定管理者（認定計画提出者）は、施設等における本市の財産を保全し、利用者の安全を守り、公共サービスの提供に支障を来さないよう、警備業法を遵守し適切な防犯・防災警備を行うこと。

警備員の配置（ポスト数）は、現行の維持管理水準（別添資料 27）と同等以上（「RCC 前立哨」は必須とする。）とし、利用者数や利用頻度などに応じて、適切に設定すること。

a 巡回による警備

指定管理者（認定計画提出者）は、公園内を適宜巡視し、不審者・不信車両の進入防止、不審物の発見・処置、火の元の確認、消火器・火災探知機、火災報知器の点検及び放置物の対応（除去等）を行うこと。

主な業務内容は以下のとおりとし、利用者の安全を守るために必要な警備業務を実施すること。

- ・公園施設（樹木を含む。）の監守
- ・火災の防止、防犯及び盗難の防止
- ・利用者への対応（秩序保持）
- ・危険箇所への立入防止
- ・公園内の巡視
- ・鍵の保管及び引渡し
- ・不法占拠、落書き等の監視
- ・路店等の不法出店の取り締まり、排除（特にイベント開催時、花見の時期）
- ・堀川浄化設備異常警報ランプの確認、報告

- ・公園内への車両進入の制限（緊急車両、本市及び関係機関の車両、別途定める車両は除く。）
- ・その他警備上、公園管理上必要な事項

b 夜間の警備・治安維持

- ・特段の理由がない限り、24 時間 365 日、人の往来が可能な状態にすること。
- ・常駐による夜間警備は求めないが、夜間などの緊急時の連絡網を整備するなど、24 時間対応可能な体制とすること。

(ウ) 清掃

指定管理者（認定計画提出者）は、事業区域が中央公園の一部かつ史跡「広島城跡」であることを十分に認識した上で、良好な衛生環境、美観の維持に心掛け、快適な空間を保つために必要な清掃業務を実施すること。

清掃作業の種類、回数等については、現行の維持管理水準（別添資料 27）と同等以上とし、利用者数や利用頻度などに応じて、適切に設定すること。

a 日常清掃・随時清掃

【全般】

- ・園路、園地、多目的広場及び公衆トイレ等の清掃については、清潔な状態を保つとともに、公園内のごみ箱等のごみは分別を行った上、廃棄物の処理及び清掃に関する法律など関係諸規定に基づいて、所定の場所に搬入し、適切に処分すること。また、不法投棄ごみも同様とする。
- ・特にイベント開催時及び開催後の清掃には意を用いること。
- ・公園内の側溝、排水桝等がごみ・落ち葉等で詰まらないようにすること。
- ・公園施設に落書きを発見した場合には、速やかに消去すること。
- ・公園内のごみや植栽の落ち葉等が飛散することにより周辺地域の迷惑にならないよう、日常的に清掃、水撒き等を行うこと。
- ・清掃用具等の資機材やトイレットペーパー、洗剤等の衛生消耗品は、全て指定管理者（認定計画提出者）が負担し、調達すること。

【公衆トイレ（三の丸エリア）】

- ・三の丸エリアに新たに整備する公衆トイレについては、広島城の観光拠点としての魅力向上を図るため、一般的な大規模商業施設内の便所と同等程度の清潔さを保つこと。
- ・衛生陶器類は適切な方法で清潔な状態に保つこと。
- ・利用者の利便性に配慮し、詰まり等は早急に対応するとともに、衛生消耗品類は常に補充された状態にすること。

【堀（堀川）】

- ・堀内の目につく浮遊物や沈殿物を速やかに拾い集め、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に適合する処分場に搬入すること。
- ・適宜スクリーンに詰まっている浮遊物の除去及びスクリーンをたわし等で清掃すること。
- ・堀に生息する生物（鯉など）の保護に配慮した維持管理を行うこと。

b 定期清掃

- ・日常清掃では実施しにくい施設や場所に関しては、施設の利用頻度などに応じた定期清掃を行うこと。

(イ) 植物管理

【全般】

- ・指定管理者（認定計画提出者）は、事業区域が中央公園の一部かつ史跡「広島城跡」であることを十分に認識した上で、良好な美観の維持に心掛けるとともに、各植栽の特性及び生態系に配慮した上で、適切に持続、育成するために必要な植物管理業務を実施すること。
- ・植栽樹木や芝生等の剪定、除草などの実施に当たっては、現行の維持管理水準（別添資料 27）と同等以上とし、公園利用者の安全性を確保しつつ、必要な作業を適切な時期や方法を選び実施すること。
- ・事業区域内の定期巡回を行い、樹木等が倒れた際は速やかに撤去し安全を確保すること。
- ・植栽の良好な状態を保つための必要な処置を講ずること。

【石垣（天守台石垣、内堀壁等）、その他遺構周辺】

- ・石垣（天守台石垣、内堀壁等）やその他遺構周辺の除草を行い、遺構の保存に努めること。
- ・史跡の価値を損なうことがないよう、適切に植物管理を行うこと。なお、史跡の保存に及ぼす影響が軽微な行為（定期的な樹木の剪定・枝払い等の日常の維持管理行為等）を除き、文化財指定地内において樹木の伐採や植物の採取等を行う場合は、事前に現状変更の許可申請手続きが必要となることに留意すること。
- ・樹木等により遺構の保存への影響が生じている場合は、本市と協議の上、伐採等の対応を行うこと。

(オ) 備品管理

- ・指定管理者（認定計画提出者）は、施設の管理・運営に支障を来さないよう、必要な備品の管理を行うとともに、不具合の生じた備品については、随時、修繕及び更新を行うこと。

- ・指定管理者（認定計画提出者）は、広島市物品管理規則を始めとする関係法令に基づき、適切に備品を管理すること。

※ 備品とは、比較的長期に渡って、その性質、形状等を変えることなく使用に耐えるもので、原則として取得価格が 5 万円以上の物品をいう。ただし、一部の事務用機器（コンピュータ装置、情報端末、パーソナルコンピュータ）は、取得価格が 2 万円以上の物品とする。詳細は、本市と協議の上、決定する。

(2) 広島城三の丸歴史館の維持管理業務

ア 業務期間

業務期間は、広島城三の丸歴史館の供用開始日から公募設置等計画の認定の有効期間の終期である令和 25 年（2043 年）12 月末までとする。なお、広島城三の丸歴史館の供用開始は令和 8 年 10 月を予定している。

イ 業務の場所及び対象施設

業務の場所及び対象施設は以下のとおりである。

広島城三の丸歴史館の維持管理業務の対象施設

エリア	対象施設	主な諸室等（※1）
三の丸	広島城三の丸歴史館	・展示エリア（総合ガイダンス展示、体験エリア、常設展示室、企画展示室等） ・学習・交流エリア（多目的室、図書閲覧コーナー等） ・収蔵エリア（収蔵庫等） ・調査研究エリア（研究室、図書資料室、資料閲覧室、撮影室） ・管理エリア（事務室、ボランティア室、機械室・電気室等） ・共用エリア（ミュージアムショップ、受付、観光案内所、休憩コーナー、来館者用トイレ等） （※展示収蔵品を除く）

※1 諸室及び諸室面積等の詳細は、「広島城展示等基本計画（令和 4 年 1 月）」を確認すること。なお、基本設計及び実施設計により変更する可能性がある。

想定される主な構造及び設備（参考）

主要用途	博物館
建築面積	約 2,000 m ² （最大）
延床面積	約 3,700 m ²
階数	地上 2 階
主要構造	・鉄筋コンクリート（RC）造又は鉄骨鉄筋コンクリート（SRC）造 ・外断熱工法、二重壁による安定した室内環境（展示室・収蔵庫） ・収蔵庫は厚さ 20cm 以上の RC 壁及び 2 時間耐火の収蔵室扉を設置
電気設備	・受変電設備 ・非常用発電（展示室・収蔵庫） ・自動火災報知設備 ・ITV 等防犯カメラのほか、放送・無線 LAN・インターホンなどの弱電設備
空調設備	・冷温熱源、空調機（省エネルギー型を採用） ・温湿度設定可能設備。24 時間空調を想定（展示室・収蔵庫） ・換気設備 ・機械排煙設備
消火設備	・屋内消火栓 ・ガス消火設備（展示室・収蔵庫）
昇降機設備（EV）	・乗用 EV1 台、搬入用 EV1 台
その他	・照明の光源は紫外線、赤外線がより少なく演色性が高い LED を採用。調光機能を持たせる。 ・展示ケースは高気密を確保するエアタイトケースを採用 ・IPM（総合的有害生物管理）の導入を検討 ・ケース内の温度、湿度等を観測する環境モニタリングシステムの導入

出典：広島城展示等基本計画（令和 4 年 1 月）

ウ 基本的な考え方

- (ア) 「近世の広島歴史及び文化並びに広島城の歴史」を発信する場所としてふさわしい良好な衛生環境、美観の維持に心掛け、快適な空間を保つために必要な維持管理業務を行う。
- (イ) 指定管理者（認定計画提出者）において民間事業者のノウハウを最大限に生かし、来訪者の満足度向上を図ること。
- (ウ) 展示エリア、学習・交流エリア、収蔵エリア及び調査研究エリア等における維持管理業務の具体的な実施内容・方法等については、必要に応じて、学芸事業者と調整の上決定すること。

エ 業務内容

- (ア) 施設管理
- (イ) 警備
- (ウ) 清掃
- (エ) 備品管理

オ 要求水準

- (ア) 施設管理
 - a 点検・保守管理

指定管理者（認定計画提出者）は、施設及び設備の機能と環境を良好に維持し、サービス提供が常に円滑に行われるように、建築物及び建築設備の日常点検、保守及び法定の環境測定等の点検・保守管理業務を行うこと。

【共通】

- ・建築基準法第12条第2項及び第4項に定める建築物及び建築設備の劣化状況の点検を行い、本市に報告すること。
- ・必要な資格、知識及び豊富な経験、技能を有する者がそれぞれ保守管理を行うこと。

【建築物】

- ・施設を適切に運営するために、日常的に点検を行い、仕上材等の浮き、ひび割れ、はがれ、かび等が発生しない状態を維持し、かつ美観を維持すること。
- ・施設を安全かつ安心して使用できるよう建築物の保全に努めるとともに、建築物の不具合（軽微な場合を除く。）を発見した際には、速やかに本市に連絡すること。

【建築設備】

- ・設備の性能、機能保持のため、法定点検等を適切に実施すること。その際、必要な部品、消耗品等の更新を行うこと。
- ・消防法の規定に基づき、点検報告書を所轄消防署へ提出又は提示する義務のある設備（自動火災報知設備、消火器等）について点検を行うこと。
- ・設備機器の適切な運用を図るために行う監視業務並びにこれに関連する電力等の需給状況を把握すること。また、適切な運転記録をとること。
- ・設備機器の稼働に当たっては、環境に配慮した適切な運転を行うとともにエネルギー経費の削減に努めること。

【展示用設備】

- ・展示用設備（展示照明、展示ケース・展示パネル、収蔵庫扉・ラック等）の点検・保守管理は、学芸事業者が行う。役割分担の詳細は、学芸事業者との協議により、決定するものとする。

b 応急の修繕

「(1) 特定公園施設（三の丸）及び本丸、二の丸用地の維持管理業務」における要求水準を準用すること。

c 計画的な修繕

「(1) 特定公園施設（三の丸）及び本丸、二の丸用地の維持管理業務」における要求水準を準用すること。

d 災害に伴う修繕の費用負担

「(1) 特定公園施設（三の丸）及び本丸、二の丸用地の維持管理業務」における要求水準を準用すること。

e 修繕内容の記録

「(1) 特定公園施設（三の丸）及び本丸、二の丸用地の維持管理業務」における要求水準を準用すること。

(イ) 警備

施設等における本市の財産を保全し、利用者の安全を守り、公共サービスの提供に支障を来さないよう、警備業法を遵守し適切な防犯・防災警備を行うこと。

有人警備、機械警備、監視カメラの設置等を組合わせることにより、効率的、効果的な警備体制をとり、24時間365日警備を行うこと。

主な業務内容は以下のとおりとし、利用者の安全を守るために必要な警備業務を実施すること。

- ・施設内への不審者の侵入、人的災害の未然防止
- ・火災の防止、防犯、展示物・収蔵資料等の盗難の防止
- ・利用者への対応（秩序保持）
- ・立入禁止箇所への立入防止
- ・施設内の巡視
- ・鍵の保管及び引渡し
- ・不法占拠、落書き等の監視
- ・その他警備上、施設管理上必要な事項

(ウ) 清掃

指定管理者（認定計画提出者）は、広島城三の丸歴史館が市民の利用に供する施設であることを十分に認識した上で、良好な衛生環境、美観の維持に心掛け、公共施設として快適な空間を保つために必要な清掃業務を実施すること。

a 日常清掃・随時清掃

【全般】

- ・床、壁、天井、窓ガラス及び附帯施設は、仕上げに応じた適切な方法により、埃・ごみ・汚れ・シミ等を落とし、清潔な状態に保つこと。また、できる限り、業務の妨げにならないように清掃作業を実施すること。
- ・施設内を清潔な状態に保つとともに、施設内のごみ箱等のごみは分別を行った上、廃棄物の処理及び清掃に関する法律など関係諸規定に基づいて、所定の場所に搬入し、適切に処分すること。また、不法投棄ごみも同様とする。
- ・清掃用具等の資機材やトイレトーパー、洗剤等の衛生消耗品は全て事業者の負担で調達すること。
- ・休憩コーナーなど利用者の滞在スペースは、特に清潔な状態を保ち、かつ美観の維持に努めること。

【トイレ（授乳室含む）】

- ・衛生陶器類は適切な方法で清潔な状態に保つこと。
- ・衛生消耗品類は、常に補充された状態にすること。

- ・洗面台・間仕切り等附帯設備は、汚れ・破損のない状態に保つこと。

b 定期清掃

日常清掃では実施しにくい施設や場所に関しては、施設の利用頻度などに応じた定期清掃を行うこと。主な業務内容は以下のとおりとし、良好な衛生環境、美観の維持に必要な定期清掃を実施すること。

- ・床、壁、天井、窓ガラス及び附帯施設の定期清掃（床洗浄ワックス塗布、壁面清掃等）
- ・ネズミ、ゴキブリ等の害虫駆除（殺鼠剤の使用に当たっては、あらかじめ、本市と協議すること。）
- ・雨水桝、汚水桝、屋上防水ドレン等の清掃

(イ) 備品管理

「(1)特定公園施設（三の丸）及び本丸、二の丸用地の維持管理業務」における要求水準を準用すること。

(3) 広島城（天守閣）の維持管理業務

ア 業務期間

業務期間は、令和 7 年（2025 年）4 月 1 日から公募設置等計画の認定の有効期間の終期である令和 25 年（2043 年）12 月末までとする。

イ 業務の場所及び対象施設

業務の場所及び対象施設は以下のとおりである。

広島城（天守閣）の維持管理業務の対象施設

エリア	対象施設	主な諸室等（※1）
本丸	広島城（天守閣）	・ 1 層 常設展示室、事務所等 ・ 2 層 常設展示室 ・ 3 層 常設展示室 ・ 4 層 企画展示室 ・ 5 層 展望室 （※展示収蔵品を除く）

※1 諸室等の詳細は、「広島城展示等基本計画（令和 4 年 1 月）」を確認すること。

ウ 基本的な考え方

- (ア) 広島城の歴史を継承する施設としてふさわしい良好な衛生環境、美観の維持に心掛け、公共施設として快適な空間を保つために必要な維持管理業務を行う。
- (イ) 指定管理者（認定計画提出者）において民間事業者のノウハウを最大限に生かし、来訪者の満足度向上を図ること。
- (ウ) 常設展示室及び企画展示室等における維持管理業務の具体的な実施内容・方法等については、必要に応じて、学芸事業者と調整の上決定すること。
- (エ) 現行の維持管理水準（別添資料 26）と同等以上の水準とするほか、各業務の要求水準を満たすこと。
- (オ) 広島城（天守閣）は令和 7 年度（2025 年度）後半に閉館することを予定している。広島城（天守閣）の閉館後は、来訪者の入館は行わないものとし、本市と指定管理者（認定計画提出者）で協議の上、維持管理業務の一部について業務範囲から除外する予定である。

エ 業務内容

- (ア) 施設管理
- (イ) 警備
- (ウ) 清掃
- (エ) 備品管理

オ 要求水準

(ア) 施設管理

点検・保守管理、応急の修繕、計画的な修繕、災害対応に伴う修繕の費用負担及び修繕内容の記録について、「(2)広島城三の丸歴史館の維持管理業務」における要求水準を準用すること。

なお、広島城（天守閣）の閉館後（令和7年度後半を予定）においても、建築基準法第12条第2項及び第4項に定める建築物及び建築設備の劣化状況の点検及びその他必要な法定点検等を行い、本市に報告すること。

(イ) 警備

「(2)広島城三の丸歴史館の維持管理業務」における要求水準を準用すること。

なお、広島城（天守閣）の現行の警備方法は、有人警備としているが、指定管理者（認定計画提出者）の費用負担により、機械警備及び監視カメラの設置等を組み合わせることは可能とする。また、広島城（天守閣）の閉館後（令和7年度後半を予定）は、一部業務の除外や実施頻度を減らすことも含め、夜間の不法侵入の防止等の治安維持に配慮の上、本市と協議し、業務の水準を見直すこととする。

(ウ) 清掃

日常清掃・随時清掃及び定期清掃について、「(2)広島城三の丸歴史館の維持管理業務」における要求水準を準用すること。

なお、広島城（天守閣）の閉館後（令和7年度後半を予定）、来訪者の入館は行わないことを考慮し、公共施設としての衛生環境、美観が損なわれない範囲で一部業務の除外や実施頻度を減らすことも含め、本市と協議し、業務の水準を見直すこととする。

(エ) 備品管理

「(2)広島城三の丸歴史館の維持管理業務」における要求水準を準用すること。

なお、広島城（天守閣）の閉館後（令和7年度後半を予定）、広島城三の丸歴史館に備品を引き継ぐ場合は、適切に記録・管理すること。

(4) 二の丸復元建物の維持管理業務

ア 業務期間

業務期間は、令和 7 年（2025 年）4 月 1 日から公募設置等計画の認定の有効期間の終期である令和 25 年（2043 年）12 月末までとする。

イ 業務の場所及び対象施設

業務の場所及び対象施設は以下のとおりである。

二の丸復元建物の維持管理業務の対象施設

エリア	対象施設	主な諸室等（※1）
二の丸	二の丸復元建物	・表御門、平櫓、多聞櫓、太鼓櫓 （※展示収蔵品を除く）

※1 諸室等の詳細は「広島城展示等基本計画（令和 4 年 1 月）」を確認すること。

ウ 基本的な考え方

- (ア) 広島城の歴史を継承する施設としてふさわしい良好な衛生環境、美観の維持に心掛け、公共施設として快適な空間を保つために必要な維持管理業務を行う。
- (イ) 指定管理者（認定計画提出者）において民間事業者のノウハウを最大限に生かし、来訪者の満足度向上を図ること。
- (ウ) 二の丸復元建物における維持管理業務の具体的な実施内容・方法等については、必要に応じて、学芸事業者と調整の上決定すること。

エ 業務内容

- (ア) 施設管理
- (イ) 警備
- (ウ) 清掃
- (エ) 備品管理

オ 要求水準

(ア) 施設管理

点検・保守管理、応急の修繕、計画的な修繕、災害対応に伴う修繕の費用負担及び修繕内容の記録について、「(2) 広島城三の丸歴史館の維持管理業務」における要求水準を準用すること。

なお、復元建物であることを十分認識し、施設に異常等が確認された場合は、本市に速やかに報告し、対応を協議すること。

(イ) 警備

「(2) 広島城三の丸歴史館の維持管理業務」における要求水準を準用すること。

なお、現行の施設は、広島城（天守閣）の附帯施設として有人警備により警備を行っている（ただし、夜間は機械警備により警備を行っている。）が、現行と同等以上の水準が確保できる場合は、指定管理者（認定計画提出者）の責任と費用負担により、機械警備の機器の入替えや有人警備、監視カメラの設置等との組み合わせによる警備を行う提案は可能とする。

(ウ) 清掃

「(2) 広島城三の丸歴史館の維持管理業務」における要求水準を準用すること。

なお、復元建物であることを十分認識し、適切な方法により清掃を行うこと。

(エ) 備品管理

「(2) 広島城三の丸歴史館の維持管理業務」における要求水準を準用すること。

(5) 附置義務駐車場（中央公園広島城三の丸駐車場）の維持管理業務

ア 業務期間

業務期間は、附置義務駐車場（中央公園広島城三の丸駐車場）の供用開始日から公募設置等計画の認定の有効期間の終期である令和 25 年（2043 年）12 月末までとする。

なお、附置義務駐車場（中央公園広島城三の丸駐車場）は、遅くとも令和 7 年（2025 年）3 月 31 日までに供用開始すること。

イ 業務の場所及び対象施設

業務の場所及び対象施設は以下のとおりである。

中央公園広島城三の丸駐車場（附置義務駐車場）の維持管理業務の対象施設

エリア	対象施設	主な施設・設備等
三の丸	附置義務駐車場（中央公園広島城三の丸駐車場）	・駐車場の舗装、車路 ・駐車場設備（料金収受等）

ウ 基本的な考え方

- (ア) 公園利用者が安全かつ快適に駐車場の利用ができる環境を確保する。
- (イ) 指定管理者（認定計画提出者）において民間事業者のノウハウを最大限に生かし、来訪者の満足度向上を図ること。

エ 業務内容

- (ア) 施設管理
- (イ) 警備
- (ウ) 清掃
- (エ) 植物管理

オ 要求水準

(ア) 施設管理

点検・保守管理、応急の修繕、計画的な修繕、災害対応に伴う修繕の費用負担及び修繕内容の記録について、「(1)特定公園施設（三の丸）及び本丸、二の丸用地の維持管理業務」における要求水準を準用すること。

(イ) 警備

巡回による警備及び夜間の警備・治安維持について、「(1)特定公園施設（三の丸）及び本丸・二の丸用地の維持管理業務」における要求水準を準用すること。

(ウ) 清掃

指定管理者（認定計画提出者）は、駐車場内において、清潔かつ正常に駐車場機能を発揮し、利用者が安全で快適に利用できるよう適切に維持管理を行うこと。

a 日常清掃・随時清掃

- ・ 駐車場内のごみや植栽の落ち葉等が飛散することにより周辺地域の迷惑にならないように日常的に清掃、水撒き等を行う。
- ・ 駐車場内の車路や駐車場設備の清掃については、清潔な状態を保つとともに、駐車場内のごみ箱等のごみは分別を行った上、廃棄物の処理及び清掃に関する法律など関係諸規定に基づいて、所定の場所に搬入し、適切に処分すること。また、不法投棄ごみも同様とする。
- ・ 特にイベント開催時及び開催後の清掃には意を用いること。
- ・ 駐車場内の側溝、排水桝等がごみ・落ち葉等で詰まらないようにすること。
- ・ 駐車場の舗装、駐車場設備等に落書きを発見した場合には、速やかに消去すること。

b 定期清掃

日常清掃では実施しにくい施設や場所に関しては、施設の利用頻度などに応じた定期清掃を行うこと。

(I) 備品管理

「(1) 特定公園施設（三の丸）及び本丸、二の丸用地の維持管理業務」における要求水準を準用すること。

(6) 観光バス駐車場（中央公園バス駐車場）の維持管理業務

ア 業務期間

業務期間は、観光バス駐車場（中央公園バス駐車場）の供用開始日である令和 5 年（2023 年）4 月 1 日から公募設置等計画の認定の有効期間の終期である令和 25 年（2043 年）12 月末までとする。

イ 業務の場所及び対象施設

業務の場所及び対象施設は以下のとおりである。

観光バス駐車場（中央公園バス駐車場）の維持管理業務の対象施設

エリア	対象施設	主な施設・設備（※1）
旧中央バレー ボール場	観光バス駐車場 （中央公園バス駐車場）	・駐車場の舗装、車路、植栽（石積み擁壁含む）、散水設備、駐車場照明、その他工作物等 ・駐車場設備（自動精算機：パーキングチケット方式） ・警備員詰所 ・公衆トイレ

※1 観光バス駐車場の計画概要及び図面は別添資料 21 に示す。

ウ 基本的な考え方

- (ア) 貸切バスが安全かつ円滑に駐車場の利用ができる環境を確保する。
- (イ) 指定管理者（認定計画提出者）において民間事業者のノウハウを最大限に生かし、維持管理を行うこと。

エ 業務内容

- (ア) 施設管理
- (イ) 警備
- (ウ) 清掃
- (エ) 植物管理
- (オ) 備品管理

オ 要求水準

(ア) 施設管理

点検・保守管理、応急の修繕、計画的な修繕、災害対応に伴う修繕の費用負担及び修繕内容の記録について、「(1)特定公園施設（三の丸）及び本丸、二の丸用地の維持管理業務」における要求水準を準用すること。

(イ) 警備

巡回による警備及び夜間の警備・治安維持について、「(1)特定公園施設（三の丸）及び本丸、二の丸用地の維持管理業務」における要求水準を準用すること。

(ウ) 清掃

日常清掃・随時清掃及び定期清掃について、「(5)附置義務駐車場（中央公園広島城三の丸駐車場）の維持管理業務」における要求水準を準用すること。

(エ) 植物管理

【全般】

- ・指定管理者（認定計画提出者）は、事業区域が中央公園の一部かつ史跡「広島城跡」であることを十分に認識した上で、良好な美観の維持に心掛けるとともに、各植栽の特性及び生態系に配慮した上で、適切に持続、育成するために必要な植栽管理業務を実施すること。
- ・観光バス駐車場の外周は城南通りや中 1 区 72 号線の歩道やジョギングコースに面しており、歩行者に対する景観的配慮及び広島城跡の樹林景観との調和を図ることに留意し、必要な作業を適切な時期や方法を選び実施すること。特に観光バス駐車場出入口付近や城南通り交差点は、エントランス空間やまちかど空間としての美観の維持に配慮すること。
- ・事業区域内の定期巡回を行い、樹木等が倒れた際は速やかに撤去し安全を確保すること。
- ・植栽の良好な状態を保つための必要な処置を講ずること。
- ・適宜、石積み擁壁の除草を行うとともに、樹木等により石積み擁壁の性能への影響が生じている場合は、伐採等の対応を行うこと。

(オ) 備品管理

「(1)特定公園施設（三の丸）及び本丸、二の丸用地の維持管理業務」における要求水準を準用すること。

3 運營業務

公園施設等の運営は、本書に示す内容を満たすとともに、広島城基本構想（令和2年5月）、広島城三の丸整備基本計画（令和3年7月）、広島城展示等基本計画（令和4年1月）等の既往の検討成果及び本市ホームページに公開している関連する会議資料等を参考とし、業務計画を立案すること。

なお、本書に記載のない事項については、都市公園法、文化財保護法及び博物館法等の関連法令を遵守して業務を行うこと。

(1) 特定公園施設（三の丸）及び本丸、二の丸用地の運營業務

ア 業務期間

「2 維持管理業務（1）特定公園施設（三の丸）及び本丸、二の丸用地の維持管理業務 ア 業務期間」と同じ。

イ 業務の場所及び対象施設

中央公園（広島城区域）全体を対象とする。

ウ 基本的な考え方

- (ア) 本丸、二の丸、三の丸の各エリア並びにそれぞれに位置する広島城（天守閣）、二の丸復元建物、広島城三の丸歴史館、特定公園施設（多目的広場等）において、広島歴史一体的な魅力増進を図ること。
- (イ) 三の丸エリア内で整備する公募対象公園施設と一体的に魅力増進を図ることができるような運営に努めること。
- (ウ) 三の丸エリア内では広島城三の丸歴史館の建築工事を予定していることから（令和6年度から令和7年度を予定）、本市と適宜調整を行い、当該施設の工事期間中における来訪者の安全確保に協力すること。

エ 業務内容

- (ア) 利用者対応
- (イ) 広報・情報発信
- (ウ) 利用申込（行為許可申請）受付、行為許可、行為許可の取消し、利用料金の収受
- (エ) イベントの企画・誘致、開催時の対応等
- (オ) 日常的なにぎわい創出
- (カ) 学芸事業者との連携及び学芸業務への協力等
- (キ) 災害発生時における対応
- (ク) 緊急時及び事故発生時等における対応

オ 要求水準

(ア) 利用者対応

- a 来訪者等に対し、公園利用の案内や忘れ物などの各種問合せに対応すること。また、中央公園内の他の施設管理者と連携した中央公園全体の総合案内を行うこと。
- b 電話での問合せや本事業に関する施設見学などについて、適切に対応すること。
- c 施設の利用等について、利用者、住民等から苦情があった場合は、適切に対応すること。また、その内容を本市へ報告すること。
- d 苦情や要望に対して、組織的に適切に対応し、業務の改善及びサービスの向上につなげるようにすること。
- e 施設、設備等の利用方法を指導すること。
- f バス乗降場では、複数台の乗降時間が重複しないよう、運用上の工夫を行うこと（4台以上の場合は時間をずらす等）。

(イ) 広報・情報発信

- a 利用促進を図るとともに、来訪者が必要な情報に迅速にアクセスすることができるよう、パンフレットやホームページの作成、SNSを活用した情報発信などの幅広い広報活動を行うこと。
- b 個々の施設でそれぞれ広報・情報発信を行うのではなく、各エリア・施設に関する様々な情報を集約し、広島城区域として一元的な広報・情報発信を行うこと。
- c 広報・情報発信の具体的な内容は、適宜、学芸事業者と調整の上決定すること。また、学芸事業者と連携し、広報・情報発信のためのコンテンツの充実を図ること。
- d ホームページの開設・運用に当たっては、「中央公園エリアマネジメント協議会（仮称）」が令和4年度中に開設予定のホームページとの連携を積極的に図ること。

(ウ) 利用申込（行為許可申請）受付、行為許可、行為許可の取消し、利用料金の収受

- a 中央公園（広島城区域）の利用申込（行為許可申請）受付、行為許可を行うこと。また、広告物の占用許可申請の受付、本市への送付などを行うこと。また、行為許可申請を行う申請者に対して、必要な助言を行うこと。
- b 行為許可申請書等の様式は、指定管理者（認定計画提出者）において作成すること。
- c 利用申込（行為許可申請）について、次のいずれかに該当すると思われるときは、行為許可に先立ち、本市に事前協議を行い、本市の指示に従うこと。

- ・秩序又は風俗を乱すおそれがあるとき。
- ・施設又は設備を毀損するおそれがあるとき。
- ・会合の性質が騒じょうを起こすおそれがあるとき。
- ・故意に使用目的を偽っていると認められるとき。
- ・その他管理・運営上支障があるとき。

- d 指定管理者（認定計画提出者）は、特に必要と認められる場合、利用者又は利用申請者に対し、行為許可の全部若しくは一部の取消し、利用方法の制限又は利用停止命令を行うこと。
- e 指定管理者（認定計画提出者）は、適切に利用料金を収受し管理すること。

(I) イベントの企画・誘致、開催時の対応等

a イベントの企画、誘致

指定管理者（認定計画提出者）は、必要に応じて広島城にふさわしいイベントを企画、誘致すること。

指定管理者（認定計画提出者）は、事業区域内における年間のイベント計画（イベント名称、主催者、内容、開催日、準備・撤去期間、行為許可の範囲、想定する料金収入など）を事業計画書の一部として作成し、毎年度、指定管理業務開始の30日前までに提出し、当該業務の開始前に本市の承諾を得ること。

b イベント開催時の対応

多くの来訪者が想定されるイベント開催時は、主催者、関係機関（本市を含む。）及び周辺施設管理者と協議の上、イベント内容に応じた誘導員を適切な場所に適正人数配置し、歩行者、公園利用者及びイベント参加者の安全を確保すること、又はこれらをイベント主催者に促すこと。

イベントの準備・設営、撤去時においては、利用者の安全を確保すること、又はこれらをイベント主催者に促すこと。

c 本市が主催するイベントへの協力

「a イベントの企画、誘致」とは別に、本市がイベントを主催する際には、イベント時の場所の提供等の協力を行うこと。

例年、本市が主催し実施している主なイベントは以下のとおりである。

なお、以下に示す事業は、「a イベントの企画、誘致」に含まないこととする。

例年実施している主なイベント（本市主催等）

イベント名	実施時期	実施場所	実施主体
大菊花展	10 月下旬～ 11 月初旬	二の丸 三の丸	広島祭委員会、広島市等
フードフェスタ	10 月下旬 (2 日間)	中央公園（広島城区域を含む） 基町・紙屋町	ひろしまフードフェスティバル実行委員会
安芸ひろしま武将隊	毎週土日祝日	広島城（天守閣） 二の丸	広島市

d イベント収入の取扱い

イベントの開催に際して行為の許可に関する利用料金は、指定管理者（認定計画提出者）の収入とする。なお、イベントの主催者が公園に附属する電気、ガス、水道等を使用する場合であっても、指定管理者（認定計画提出者）は、主催者から光熱水費の実費を徴収することができないため、注意すること。

(オ) 日常的なにぎわい創出

日常的なにぎわいの創出に向けて、移動販売車（キッチンカー）の誘致など、三の丸エリアに整備する多目的広場をはじめとする事業区域内の魅力向上に取り組む提案が可能である。

行為許可を要する行為を伴う場合は、「(ウ)利用申込（行為許可申請）受付、行為許可、行為許可の取消し、利用料金の収受」と同様に利用料金を徴収し、許可を行うこと。

(カ) 学芸事業者との連携及び学芸業務への協力等

「広島城展示等基本計画（令和4年1月）」では、広島城三の丸歴史館、広島城（天守閣）及び二の丸復元建物の各展示施設や、本丸、二の丸、三の丸の用地を含む広島城区域で展示を展開することとしている。広島城区域の一体的な魅力の創出を図るために、指定管理者（認定計画提出者）は、学芸事業者と連携の下、必要に応じて学芸事業者が行う学芸業務（展示事業、教育普及事業及び交流サービス事業等）への協力を行うこと。

(キ) 災害発生時における対応

- a 気象台から注意報や警報等が発令された場合には、事前に備品等の固定、収納などの必要な措置を行い、災害に備えること。また、天候等の回復後は園内の巡視により被害の有無を確認し、速やかに本市に報告を行うとともに、二次災害を引き起こさないよう適切に措置すること。
- b 広島城跡は、災害対策基本法に基づく、切迫した災害の危険から逃れるための指定緊急避難場所に指定されている。本市から事業区域内を指定

緊急避難場所として使用する旨の指示を受けた場合は、直ちに次の業務を行うものとする。

- ・避難スペースを指定して避難者を受け入れること。
- ・避難者が長時間滞在する場合は、避場所の運営に協力すること。
- ・本市と協議の上、通常利用を中止するとともに、行為許可申請者等に対して連絡を行うこと。

(㌘) 緊急時及び事故発生時等における対応

- a 夜間などの緊急時には、指定管理者（認定計画提出者）は応急処置を行う必要があるので、緊急連絡網を整備するなど、緊急時の体制を整えておくこと。
- b 事業区域内において事故等が発生した場合は、所轄の警察署や消防署等の関係機関に速やかに連絡するとともに、本市に対しても速やかに報告すること。

(2) 広島城三の丸歴史館の運営業務

ア 業務期間

「2 維持管理業務 (2) 広島城三の丸歴史館の維持管理業務 ア 業務期間」と同じ。

イ 業務の場所及び対象施設

「2 維持管理業務 (2) 広島城三の丸歴史館の維持管理業務 イ 業務の場所及び対象施設」と同じ。

ウ 基本的な考え方

- (ア) 「近世の広島歴史及び文化並びに広島城の歴史」を発信する場所としてふさわしい施設運営を心掛け、来訪者の満足度向上を図ること。
- (イ) 運営業務の具体的な実施内容・方法等については、必要に応じて、学芸事業者と調整の上決定すること。
- (ウ) 「収集保存事業」、「調査研究事業」については学芸事業者が実施する。また、「展示事業」、「教育普及事業」、「交流サービス事業」等のうち、事業の継続性や安定性など様々な観点に留意しつつ、指定管理者（認定計画提出者）のノウハウを活用することにより、事業効率・効果を高めることができると考えられるものは、学芸事業者と指定管理者（認定計画提出者）とで明確な役割分担の下、両者が連携して実施すること。

エ 業務内容

- (ア) 利用者対応
- (イ) 利用申込受付、許可、許可の取消し
- (ウ) 利用者の入館の制限
- (エ) 利用料金の徴収等
- (オ) 広報・情報発信
- (カ) 企画展示事業
- (キ) 教育普及事業
- (ク) 観光案内所の運営
- (ケ) ミュージアムショップの運営（自主事業）

オ 要求水準

- (ア) 利用者対応
 - a チケット売場及び受付カウンターでの入館受付、チケットの販売、館内案内、利用者からの口頭や電話等による各種問合せ等に適切に対応すること。

- b 施設の入館受付や入退館管理、その他利用者へのサービスに支障なく対応できる人員配置又は適切なシステムの導入を行うこと。
- c 来館者が快適に施設を利用できるよう、施設の内容、行事、スケジュール等を正確に把握し、機敏に対応すること。
- d 苦情や要望に対して、組織的に適切に対応し、業務の改善及びサービスの向上につなげるようにすること。
- e 団体利用の予約受付、障害のある方への対応（車いすの貸出や基本的な誘導等）、拾得物・遺失品の処置、迷子の対応等を適切に行うこと。
- f 来館者に不快な印象を与えないように留意し、親切丁寧に対応すること。
- g 来館者に対するサービス提供の水準を維持・向上するために、配置職員については必要な教育・研修を行った上で業務に従事させること。
- h 広島城三の丸歴史館で行う展示だけでなく、二の丸復元建物をはじめとする広島城区域で行う展示等についても案内すること。

(イ) 利用申込受付、許可、許可の取消し

- a 広島城三の丸歴史館（多目的室）の利用申込受付、許可を行うこと。また、許可申請を行う申請者に対して、必要な助言を行うこと。
- b 許可申請書等の様式は、指定管理者（認定計画提出者）において作成すること。
- c 利用申込について、次のいずれかに該当すると思われるときは、許可をしないものとする。
 - ・秩序又は風俗を乱すおそれがあるとき。
 - ・多目的室を毀損するおそれがあるとき。
 - ・会合の性質が騒じょうを起こすおそれがあるとき。
 - ・故意に使用目的を偽っていると認められるとき。
 - ・その他管理・運営上支障があるとき。
- d 多目的室は、引き続き3日を超えてはその使用を許可しないこととする。ただし、指定管理者（認定計画提出者）において特別の理由があると認めるときは、この限りではない。
- e 指定管理者（認定計画提出者）は、特に必要と認められる場合、利用者又は利用申請者に対し、許可の全部若しくは一部の取消し、利用方法の制限又は利用停止命令を行うこと。

(ウ) 利用者の入館の制限

次のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒み、又は退館を命ずることができるものとする。

- a 伝染性の病気にかかっていると認められる者
- b 建物若しくは資料その他の物品を毀損し、他人に危害を及ぼし、又は他

- 人の迷惑になる物品又は動物の類を携帯する者
- c 秩序又は風俗を乱すおそれがあると認められる者
- d その他管理・運営上支障があると認められる者

(イ) 利用料金の徴収等

- a 指定管理者（認定計画提出者）は、広島城三の丸歴史館条例に定めるところに従って、利用者から利用料金（展示観覧料、多目的室使用料）を徴収すること。
- b 収納業務では、現金出納帳を備え、取り扱った利用料金の全てを記入し、その状況を明らかにするとともに、申請書等の利用料金に係る諸帳簿類を適切に管理・保管すること。
- c 利用料金の徴収等は、現場責任者を選任の上、適切な管理運営を行うこと。
- d 利用料金の設定及び改定に当たっては、本市と協議の上、承認を得る必要がある。
- e 利用者の利便性向上や施設の利用促進に配慮した料金体系とすること。

(オ) 広報・情報発信

「(1) 特定公園施設（三の丸）及び本丸・二の丸用地の運営業務」における要求水準を準用すること。

(カ) 企画展示事業

指定管理者（認定計画提出者）は、企画展示事業として以下の内容を企画し、運営すること。なお、展示内容等の詳細は学芸事業者と調整の上決定すること。

- ・実施内容：漫画やアニメなどのポップカルチャーと連携した企画展示
- ・実施頻度：年1回以上
- ・実施場所：企画展示室

(キ) 教育普及事業

指定管理者（認定計画提出者）は、教育普及事業として以下のイベントを企画し、運営すること。なお、イベント内容等の詳細は学芸事業者と調整の上決定すること。

- ・実施内容：歴史・伝統文化に親しむイベントの開催
- ・実施頻度：適宜
- ・実施場所：企画展示室、又は広島城区域の任意の場所

(ク) 観光案内所の運営

- a 広島城三の丸整備基本計画（令和 3 年 7 月）を踏まえ、広島城観光のゲートウェイとしての広島城全体の情報、近隣観光地の情報等をワンストップで入手できる観光案内所とすることを十分認識し、運営計画を立案すること。
- b JNT0（日本政府観光局）認定外国人観光案内所の認定区分における「カテゴリー1」の認定基準を満たすために、多言語対応が望まれるため、英語に対応できる人材を 1 名以上配置（常駐でなくても可）又は何かしらの方法で英語対応可能な状態とすること。

(ケ) ミュージアムショップの運営（自主事業）

指定管理者（認定計画提出者）は、広島城三の丸歴史館に設置するミュージアムショップを活用して、来館者に対して、学芸事業者が作成した資料に関する解説書、広島の世界遺産や文化に関する物品等の販売を行うこと。なお、ミュージアムショップの運営は自主事業として実施するものとし、詳細は「4 自主事業」を確認すること。

(3) 広島城（天守閣）の運営業務

ア 業務期間

業務期間は、令和 7 年（2025 年）4 月 1 日から広島城（天守閣）の閉館までとする。なお、広島城（天守閣）の閉館は令和 7 年度後半を予定している。

イ 業務の場所及び対象施設

「2 維持管理業務 (3) 広島城（天守閣）の維持管理業務 イ 業務の場所及び対象施設」と同じ。

ウ 基本的な考え方

- (ア) 広島城の歴史を継承する施設としてふさわしい施設運営を心掛けること。
- (イ) 指定管理者（認定計画提出者）において民間事業者のノウハウを最大限に生かし、来訪者の満足度向上を図ること。
- (ウ) 広島城（天守閣）の閉館後は、来訪者の入館は行わないものとする。なお、閉館後は本市と指定管理者（認定計画提出者）で協議の上、運営業務を業務範囲から除外する予定である。

エ 業務内容

- (ア) 利用者対応
- (イ) 利用者の入場の制限
- (ウ) 利用料金の徴収等
- (エ) 広報・情報発信
- (オ) 企画展示事業及び教育普及事業
- (カ) ミュージアムショップの運営（自主事業）

オ 要求水準

(ア) 利用者対応

「(2) 広島城三の丸歴史館の運営業務」における要求水準を準用すること。

(イ) 利用者の入場の制限

次のいずれかに該当する者に対しては、入場を拒み、又は退場を命ずることができるものとする。

- a 伝染性の病気にかかっていると認める者
- b 建物、資料その他の物品を毀損し、他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる物品若しくは動物の類を携帯する者

- c 秩序又は風俗を乱すおそれがあると認める者
- d その他指定管理者（認定計画提出者）において管理・運営上支障があると認める者

(ウ) 利用料金の徴収等

- a 指定管理者（認定計画提出者）は、広島城条例に定めるところに従って、利用者から利用料金（観覧料）を徴収すること。
- b 収納業務では、現金出納帳を備え、取り扱った利用料金の全てを記入し、その状況を明らかにするとともに、申請書等の利用料金に係る諸帳簿類を適切に管理・保管すること。
- c 利用料金の徴収等は、現場責任者を選任の上、適切な管理運営を行うこと。
- d 利用料金の設定及び改定に当たっては、本市と協議の上、承認を得る必要がある。
- e 利用者の利便性向上や施設の利用促進に配慮した料金体系とすること。

(エ) 広報・情報発信

「(1) 特定公園施設（三の丸）及び本丸、二の丸用地の運営業務」における要求水準を準用すること。

(オ) 企画展示事業及び教育普及事業

指定管理者（認定計画提出者）は、学芸事業者と連携し、企画展示及び教育普及事業を企画立案し、運営することができる。なお、具体的な実施内容等は、学芸事業者と調整の上決定すること。

(カ) ミュージアムショップの運営（自主事業）

指定管理者（認定計画提出者）は、広島城（天守閣）の既存のミュージアムショップを活用して、来館者に対して、学芸事業者が作成した資料に関する解説書、広島の歴史や文化に関係する物品等の販売を行うこと。なお、ミュージアムショップの運営は自主事業として実施するものとし、詳細は「4 自主事業」を確認すること。

(4) 二の丸復元建物の運営業務

ア 業務期間

「2 維持管理業務 (4) 二の丸復元建物の維持管理業務 ア 業務期間」と同じ。

イ 業務の場所及び対象施設

「2 維持管理業務 (4) 二の丸復元建物の維持管理業務 イ 業務の場所及び対象施設」と同じ。

ウ 基本的な考え方

- (ア) 伝統工法により復元され、往時の姿を感じることができる貴重な空間を生かし、広島城の歴史を継承する施設としてふさわしい施設運営を心掛けること。
- (イ) 「城の役割・機能を体感的に学び、伝統文化に触れることができる空間」としての役割を十分認識し、運営に当たっては、城郭建築が醸し出す雰囲気損なわないよう留意すること。また、二の丸復元建物において、企画展示は実施しないことに留意すること。
- (ウ) 指定管理者（認定計画提出者）において民間事業者のノウハウを最大限に生かし、来訪者の満足度向上を図ること。
- (エ) 二の丸復元建物は無料での公開とし、開館時間及び休館日は指定管理者（認定計画提出者）の提案により、本市と協議の上決定すること。

エ 業務内容

- (ア) 利用者対応
- (イ) 利用者の入場の制限
- (ウ) 広報・情報発信
- (エ) 教育普及事業

オ 要求水準

(ア) 利用者対応

二の丸復元建物は無料での公開とする。なお、指定管理者（認定計画提出者）の提案により、受付スタッフ等を配置することは可能とする。

(イ) 利用者の入場の制限

「(2) 広島城三の丸歴史館の運営業務」における要求水準を準用すること。

(ウ) 広報・情報発信

「(1) 特定公園施設（三の丸）及び本丸、二の丸用地の運営業務」における要求水準を準用すること。

(エ) 教育普及事業

指定管理者（認定計画提出者）は、学芸事業者と連携し、教育普及事業を企画立案し、運営することができる。なお、具体的な実施内容等は、学芸事業者と調整の上決定すること。

(5) 附置義務駐車場（中央公園広島城三の丸駐車場）の運営業務

ア 業務期間

「2 維持管理業務 (5)附置義務駐車場（中央公園広島城三の丸駐車場）の維持管理業務 ア 業務期間」と同じ。

イ 業務の場所及び対象施設

「2 維持管理業務 (5)附置義務駐車場（中央公園広島城三の丸駐車場）の維持管理業務 イ 業務の場所及び対象施設」と同じ。

ウ 基本的な考え方

- (ア) 営業日は毎日とし、自動車を駐車場に入場させ、又は駐車場から退場させることができる時間は、24 時間（午前 0 時から午後 12 時まで）とする。
- (イ) 利用料金制を採用する。利用料金収入は、指定管理者（認定計画提出者）の収入とする。

エ 業務内容

- (ア) 利用者対応
- (イ) 利用料金の徴収等
- (ウ) その他

オ 要求水準

(ア) 利用者対応

- a 利用料金を駐車場内に掲示するとともに、公園事務室や電話等での問合せに適切に対応すること。
- b 公園利用者の利便性向上を図るために、駐車場の利用に関する広報・情報発信を行うこと。広報・情報発信は「(1) 特定公園施設（三の丸）及び本丸、二の丸用地の運営業務」における要求水準を準用すること。

(イ) 利用料金の徴収等

- a 指定管理者（認定計画提出者）は、広島市公園条例に定めるところに従って、利用者から利用料金を徴収すること。
- b 収納業務では、現金出納帳を備え、取り扱った利用料金の全てを記入し、その状況を明らかにするとともに、申請書等の利用料金に係る諸帳簿類を適切に管理・保管すること。
- c 指定管理者（認定計画提出者）は、駐車場の利用受付（利用者認証）や入退場管理等を行うことができるよう、適切なシステム導入又は人員配置をすること。

- d 利用料金の徴収等に当たっては、現場責任者を選任の上、適切な管理運営を行うこと。
- e 利用料金の設定及び改定に当たっては、本市と協議の上、承認を得る必要がある。
- f 自動車の駐車は時間貸しを基本とする。なお、回数券や定期券の発行等の料金メニューを計画することは可能であるが、特定の駐車ますを専用の駐車場として利用させる形態は不可とする。
- g 利用者の利便性向上や施設の利用促進に配慮した料金体系とすること。

(ウ) その他

- a 繁忙時において、駐車場入口に面した道路に入場待ちの自動車の滞留が予想される場合には、渋滞を起こさないよう交通整理を行うこと。
- b エンジンの止め忘れ、長時間のかけ放しの自動車を発見したときは、呼び出しに努めること。
- c 駐車場における車両の誘導やトラブル等に対応すること。
- d 駐車場内で不法な車両を発見した場合は、速やかに適切に対応すること。

(6) 観光バス駐車場（中央公園バス駐車場）の運営業務

ア 業務期間

「2 維持管理業務 (6)観光バス駐車場（中央公園バス駐車場）の維持管理業務 ア 業務期間」と同じ。

イ 業務の場所及び対象施設

「2 維持管理業務 (6)観光バス駐車場（中央公園バス駐車場）の維持管理業務 イ 業務の場所及び対象施設」と同じ。

ウ 基本的な考え方

- (ア) 観光バス駐車場の利用対象は、中央公園利用者を対象とした観光バス及びその他貸切バスとする。
- (イ) 営業日は毎日とし、バスを駐車場に入場させ、又は駐車場から退場させることができる時間は、午前 6 時から午後 10 時までとする。なお、指定管理者（認定計画提出者）の計画によりその設定及び改定に当たっては本市の承認を必要とする。
- (ウ) 利用料金制を採用する。利用料金収入は、指定管理者（認定計画提出者）の収入とする。
- (エ) 観光バス駐車場は、予約車のみの利用を基本とし、予約車以外の利用については、指定管理者（認定計画提出者）の提案に委ねることとする。
- (オ) 観光バス駐車場では、バスの待機、駐車のみを想定し、乗客の乗降はバス乗降場（三の丸エリア）で行うことを原則とする。ただし、バス乗降場の供用開始までの間は、観光バス駐車場での乗降も可能とする。

エ 業務内容

- (ア) 利用者対応
- (イ) 利用料金の徴収等
- (ウ) バスの誘導等
- (エ) その他

オ 要求水準

- (ア) 利用者対応
 - a バス事業者等からの利用申込みや問合せに適切に対応すること。
 - b 料金体系及び精算方法について、バス事業者へ案内や周知を行うこと。
 - c 予約車以外の利用を受け入れる場合は、前面道路の混雑等の問題が生じないよう、運用上の工夫を行うこと。

- d 観光バス駐車場の利用促進につながる広報・情報発信を行うこと。広報・情報発信は「(1)特定公園施設（三の丸）及び本丸、二の丸用地の運營業務」における要求水準を準用すること。
- e バス関係者（運転手、ガイド）に対して、必要に応じて、観光案内所（待合スペース、待機スペース）の利用について案内すること。

(イ) 利用料金の徴収等

- a 指定管理者（認定計画提出者）は、広島市公園条例に定めるところに従って、利用者から利用料金を徴収すること。
- b 収納業務では、現金出納帳を備え、取り扱った利用料金の全てを記入し、その状況を明らかにするとともに、申請書等の利用料金に係る諸帳簿類を適切に管理・保管すること。
- c 指定管理者（認定計画提出者）は、駐車場の利用受付（利用者認証）や入退場管理等を行うことができるよう、適切なシステム導入又は人員配置をすること。なお、駐車場設備は本市で事前精算機（パーキングチケット式）を設置する予定である。
- d 利用料金の徴収等は、現場責任者を選任の上、適切な管理運営を行うこと。
- e 利用料金の設定及び改定に当たっては、本市と協議の上、承認を得る必要がある。
- f 特定の駐車スペースを専用させる形態は不可とする。
- g 利用者の利便性向上や施設の利用促進に配慮した料金体系とすること。

(ロ) バスの誘導等

以下の業務を含め、バスの安全かつ円滑な誘導を行うこと。なお、バスの入場・退場時は駐車場出入口付近で警備員による誘導を行うこと。

- a 入場するバスの誘導（繁忙時における渋滞防止を含む。）
- b バス以外の車両の入場阻止
- c 乗降位置への誘導
- d 駐車位置の決定及び提示
- e 退場するバスの誘導
- f その他バスの誘導に必要な事項

(ハ) その他

- a 駐車場で無断駐車など不法な車両を発見した場合は、速やかに適切に対応すること。
- b 観光バス駐車場で乗降を行う場合は、利用者の安全確保の対策を適切に講ずること。

4 自主事業

(1) 基本的事項

ア 基本的な考え方

指定管理者（認定計画提出者）は、本事業の目的の達成に資するものとして、自らの責任と費用負担により自主事業を実施することができる。自主事業を実施する場合は、事前に本市と協議し承認を受けること。ただし、「(2)ミュージアムショップの運営」及び「(3)観光バス駐車場（中央公園バス駐車場）における予約システムの導入」は、必ず行うものとする。

なお、公園内には、一般社団法人広島市母子寡婦福祉連合会に使用許可している売店（休憩所内）がある。

イ 実施期間

自主事業の実施期間は、指定管理期間である令和5年（2023年）4月1日から令和25年（2043年）12月末までとする。

ウ 費用負担

自主事業の実施に当たっての費用は全て指定管理者（認定計画提出者）の負担によるものとし、自主事業の会計は指定管理業務とは独立して記録すること。

(2) ミュージアムショップの運営

指定管理者（認定計画提出者）は、自主事業として、広島城（天守閣）の既存のミュージアムショップ及び広島城三の丸歴史館に設置するミュージアムショップを活用して、以下の事業を行うこと。

- (ア) 来館者に対して学芸事業者が作成した資料に関する解説書、広島の歴史や文化に関係する物品等の販売を行うこと。
- (イ) 来館者の学習体験を定着し、興味・関心の維持・向上が図られるように商品を取りそろえるほか、広島城オリジナル商品等の開発・販売を積極的に行うこと。
- (ウ) 販売物品の選定、販売方法、価格設定等の業務計画、サービス方針は指定管理者（認定計画提出者）が企画立案すること。
- (エ) 広島城オリジナル商品の開発等に当たっては、学芸事業者と連携して行うこと。
- (オ) 販売物品は、インターネットによる通信販売等販路の拡大に努めること。
- (カ) 店内は常に整理整頓し、来館者に不快感を与えないこと。
- (キ) 営業時間は広島城三の丸歴史館の開館時間の範囲とする。

(3) 観光バス駐車場（中央公園バス駐車場）における予約システムの導入

指定管理者（認定計画提出者）は、自主事業として、観光バス駐車場（中央公園バス駐車場）において、観光バス駐車場の効率的な運営のために、予約受付・管理等を行うための予約システムを導入すること。

(4) イベントの主催・運営

指定管理者（認定計画提出者）は、運営業務において企画、誘致する催し（イベント、企画展示等）とは別に、自主事業として自らイベントを主催し、運営することができるものとする。ただし、自ら主催する場合であっても、必要な利用料金を自身に納付すること。指定管理者（認定計画提出者）が法人のグループであって、そのグループを構成する企業がイベントを主催する場合には、当該企業が指定管理者（認定計画提出者）に利用料金を納付すること。

自主事業としてイベントを主催する場合、主催する指定管理者（認定計画提出者）が、その企画や運営、広報、各種調整を担うなど、主催者としての実体を伴うものであること。

本市が期待するイベント等の内容は以下のとおりである。

- ・ 広島文化として脈々と受け継がれてきた神楽をはじめとする催しの開催。
- ・ 施設利用促進のための事業の実施。

※ 歴史・伝統文化に係る事業を企画する場合は、必要に応じて学芸事業者と調整の上、具体的な事業内容を決定すること。

5 エリアマネジメント業務

(1) エリアマネジメント業務の趣旨・目的

中央公園内には、こども文化科学館や広島県立体育館、ひろしま美術館等の様々な施設が立地しているほか、今後、旧市民球場跡地における都心の新たなにぎわい拠点の整備などが予定されている。

こうした中央公園内の各施設が連携し、共同イベントの開催や各種広報など、中央公園全体の魅力向上に向けた取組が求められている。

以上の趣旨を踏まえ、エリアマネジメント業務は「中央公園エリアマネジメント協議会（仮称）」への参画により、中央公園内の各施設・各運営事業者と連携し、中央公園全体の魅力向上に向けた取組を行うことを目的とする。

(2) 業務期間

業務期間は、「中央公園エリアマネジメント協議会（仮称）」への加入日から公募設置等計画の認定の有効期間の終期である令和 25 年（2043 年）12 月末までとする。

(3) 協議会への参画について

指定管理者（認定計画提出者）は、業務期間において、旧市民球場跡地活用事業の指定管理者（認定計画提出者）が立ち上げる「中央公園エリアマネジメント協議会（仮称）」（令和 4 年度設立予定）に構成員として参画し、中央公園の魅力向上に向けた取組を行うこと。

(4) 費用負担

協議会の構成員として支出すべき費用は、指定管理者（認定計画提出者）の負担とする。

6 その他

(1) 指定管理業務開始前に行う業務

指定管理業務を実施するために事前に必要となる次の業務に要する人件費等の経費は、指定管理者（認定計画提出者）が負担すること。

ア 「管理・運営マニュアル」のほか業務に必要な各種規程の作成、本市などとの協議

イ 配置する職員等の確保、研修

(2) オープニングセレモニーの企画、開催

指定管理者（認定計画提出者）は、本事業区域における各施設の供用開始に先立ち、各施設の認知度向上と利用促進を図るため、オープニングセレモニーを企画、開催すること。オープニングセレモニーの実施時期・回数及び実施内容は、本事業区域の段階的な供用開始を踏まえ、指定管理者（認定計画提出者）の提案に委ねるものとする。

オープニングセレモニーの企画・開催に要する人件費等の経費は、指定管理者（認定計画提出者）が負担すること。

(3) 保険への加入

指定管理者（認定計画提出者）は、施設所有者賠償責任保険及び指定管理業務について第三者賠償責任保険に加入しなければならない。そのほか、公募設置等指針及び本書に定める自らのリスクに対して、適切な範囲で保険等に参加すること。なお、火災保険については本市が加入する。

(4) 監査

広島市監査委員等が本市の事務を監査するに当たり、必要に応じ指定管理者（認定計画提出者）に対し、実地調査又は必要な記録の提出を求める場合がある。

(5) 個人情報の取扱い

指定管理者（認定計画提出者）には、法令等の規定により、個人情報の適切な取扱いのために必要な措置を講ずる義務が課せられる。個人情報の適切な取扱いに関し実効性を確保するため、（別添資料 24）を基に、本市と指定管理者（認定計画提出者）とが締結する協定において、具体的な規定を設けることとする。

(6) 暴力団排除の推進

指定管理者（認定計画提出者）は、次に掲げるところにより、暴力団排除を推進すること。

- ア 広島市暴力団排除条例及び（別添資料 12）の定めに従い、施設の使用が暴力団の威力の誇示若しくは組織の維持につながり、又はその使用により得た収益が暴力団の活動の資金となる等暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利用することとなると認めるときは、条例の規定にかかわらず、施設の使用を許可しないこと。なお、この場合においては、あらかじめ本市と協議すること。
- イ 広島市暴力団排除条例及び（別添資料 12）の定めに従い、施設の使用が暴力団の威力の誇示若しくは組織の維持につながり、又はその使用により得た収益が暴力団の活動の資金となる等暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利用することとなると認めるときは、条例の規定にかかわらず、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用の許可を受けた者に対し、退去を命ずること。なお、この場合においては、あらかじめ本市と協議すること。

(7) 法定雇用障害者数の達成に向けた取組

指定管理者（認定計画提出者）は、障害者の雇用の促進等に関する法律に定める法定雇用障害者数を達成しなければならない。「障害者の雇用の促進等に関する法律」に定める障害者雇用状況報告書の作成時点（応募（申請）日が属する年度の 6 月 1 日時点。以下「6 月 1 日時点」という。）で、法定雇用障害者を達成しておらず、本市に障害者雇用計画書を提出した場合は、同計画に基づき確実に障害者を雇用すること。

また、6 月 1 日時点では法定雇用障害者数を達成していたが、指定期間開始後に達成していない状況となった指定管理者（認定計画提出者）は、速やかに障害者雇用計画書を作成して本市に提出し、同計画に基づき障害者の雇用を進めること。

(8) 指定期間終了時の対応

- ア 指定期間が終了するに当たって、適切な引継ぎを行うために、本市と指定管理者（認定計画提出者）は、事業期間終了予定日の 2 年前を目途として必要な協議を行うものとする。なお、当該引継ぎに要する指定管理者（認定計画提出者）の人件費等の経費は、指定管理者（認定計画提出者）が負担すること。
- イ 指定管理者（認定計画提出者）は指定期間終了に当たり、本市の立会いの下で、施設の性能及び機能を発揮できる状態であることについて本市の確認を受けること。また、事業期間内に実施した施設の修繕・更新に関する書類を本市に提出すること。指定期間終了前検査において、本書等で提示した性能及び機能を発揮できない場合、経年劣化によらない著しい損傷等が確認された場合は、指定管理者（認定計画提出者）に対し適切な修繕措置を講ずるよう求める。指定管理者（認定計画提出者）は、速やかに修繕を実施し、結果について本市に報告すること。